

児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究 (その2)

—子どもの権利ノートの活用実態について—

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏・澁谷昌史・才村 純・庄司順一
非常勤研究員 有村大士 (日本社会事業大学大学院)
研修生 佐久間てる美 (神奈川県中央児童相談所)
嘱託研究員 小森 敦 (日本社会事業大学大学院) 大竹 智 (立正大学)
前橋信和 (関西学院大学) 山屋春恵 (秋草学園短期大学)
ルーテル学院大学 加藤 純 聖徳大学短期大学部 鈴木 力
聖学院大学 中谷茂一 大谷女子大学 農野寛治
大阪府東大阪子ども家庭センター 坂本正子

要約：大阪府社会福祉協議会児童施設部会及び大阪府子ども家庭センターの協力を得て、大阪府下の児童養護施設と子ども家庭センターに『子どもの権利ノート』に関する調査票を配布した。調査対象は、児童養護施設で生活している小学校4年生以上の子どもたちと、施設長及びそこで直接援助を提供している職員、そして大阪府子ども家庭センターのセンター長、児童福祉司、児童心理司とした。23施設、7センターから調査票の返送があり、有効回答数は子ども880票、施設職員451票、センター職員124票であった。分析では、1996年度に実施された前回調査と比較を行い、またクロス集計を実施した。その結果、権利ノートや権利についての説明を受けている子どもたちの遵守感が比較的高いことなどが明らかとなり、アドミッション・ケアから権利ノートを意識的に用いることが必要だと考えられた。施設職員については、前回調査結果と同様、権利ノートを使用することで、子どもとのかかわりに肯定的変化が生じる傾向が見られた。しかし、「対応が難しい」と感じる職員も少なからず見られたため、単に権利ノートの周知を行うだけでなく、権利ノートの各項目をどのように実践していくのかについての研修機会を保障していくことが大切であると思われた。なお、大阪市所管児童養護施設に対して実施した同様の調査結果についても参考資料として添付している。

キーワード：児童養護施設、権利ノート、権利擁護システム

A Study of the Conditions on the Protection of the Children's Rights in Children's Home II —On the Utilization Status of "Handbook of Children's Rights"—

Shigehiro Takahashi, Masashi Shibuya, Taishi Arimura, Jun Saimura, Junichi Shoji, Terumi Sakuma,
Atsushi Komori, Satoru Otake, Nobukazu Maehashi, Harue Yamaya,
Jun Kato, Tsutomu Suzuki, Shigekazu Nakatani, Kanji Nono, Masako Sakamoto

Abstract : Under corporation with the Committee on the Institutions for Children set in Osaka Prefecture Council of Social Welfare and Osaka Prefecture Child and Family Center, questionnaires on "Handbook on Children's Rights" were sent to all children homes and Child and Family Centers in Osaka prefecture. The subjects surveyed were children living in children home except under 4th grades, directors and staff who provided services to children directly in homes, and directors, child guidance workers and child psychologists of Child and Family Centers. 1352 questionnaires had been sent back from 23 homes and 7 centers (in detail, 880 from children, 451 from director and staff in homes and 124 from director and staff in centers). The data showed that children who felt that their rights were protected were inclined to have any explanation about rights and the handbooks. So the conscious use of the Handbooks from the admission care was thought to be important. It was also found that the use of the Handbook heightened the positive awareness of service providers in engagement with children, as with the previous survey had showed. However it seemed to be required to guarantee the training opportunity for service providers on the way of securing each item in the Handbook for children because not a few staff answered that the difficulty of helping had increased since the Handbook were distributed. In addition, the findings from the similar survey in Osaka City were attached as reference materials.

Keyword : Children's Home, Handbook on Children's Rights, Protection System on Children's Rights

I 研究目的

大阪府では、児童養護施設等で生活する子どもたちに、これから始まる施設での生活と、そのときに守られるべき子どもの権利を説明するための小冊子『子どもの権利ノート』（以下、権利ノート）を作成し、1995年（平成7年）12月より配布を行っている。その1年後の1996年度には、「権利ノート」の成果と課題を検討するために、実際に施設で生活している子どもたちと、施設や子ども家庭センター（児童相談所）で勤務している大人たちの意識調査を行い、報告書としてまとめている。

その後、大阪府では、2001年度（平成13年度）に「権利ノート」の改訂作業を行い、あわせて『子どもの権利ノート』ハンドブックを作成し、「権利ノート」の活用を促進するための取組みを行ってきた。しかし、1996年度の調査研究で明らかにされた活用実態にどのような変化が現れているかという評価的観点からの調査は充分にはなされていない。そこで、1996年度の調査研究を実施した当研究チームが、大阪府関係者との連絡協議を重ねながら、権利ノートの活用実態について、再び調査を行うこととした。

II 研究方法

1996年度の調査結果との比較を行うため、基本的に調査項目は前回調査票と同一になるようにした。ただし、権利ノートの改訂作業などがあったため、研究会会議を通して調査項目の再検討を行った。そのため、一部、前回とは異なる調査項目を加えたり、調査主旨が回答者により伝わりやすくなるような質問文に修正したりするなどの作業を行った。また、後述するように、大阪市所管児童養護施設も調査対象としたため、大阪市において施設入所時に配布をしている『施設で生活するあなたへ—施設での生活をよりよくするための情報ブック—』（以下、「施設で生活するあなたへ」）に則った項目検討も行った。

調査票は、大阪府所管児童養護施設で生活している子ども用と施設職員用、同様に、大阪市所管児童養護施設で生活している子ども用と施設職員用、そして大阪府子ども家庭センター用の計5種類を用意した。調査項目が一部異なるが、ほぼ同一項目で作成されていることから、巻末には、大阪府所管児童養護施設で生活する子ども用の調査票1部のみを添付した。そのほかの調査票で使用した質問文や選択肢は、巻末の単純集計結果に反映しているので、あわせて参照されたい。

調査対象は、大阪府社会福祉協議会児童施設部会に所属する児童養護施設（大阪府所管が全26ヵ所、大阪市所管が全10ヵ所）及び大阪府子ども家庭センター（全7ヵ所）とした。児童養護施設のうち、大阪市所管施設については、大阪市関係者の了解を得て実施した。子どもたちは、入所している全員ではなく、1996年度調査に準じ

て、小学4年生以上を対象とし、施設職員は「直接援助を提供している職員」とした。子ども家庭センターは、センター長、児童福祉司、児童心理司を対象とした。

調査実施にあたっては、施設・センターごとに調査票を送付し、各施設・センターにおいて個々の回答者へ調査票の配布を依頼した。回収時には、回答の秘密を保持するため、回答者が個別に調査票を封筒に厳封することとし、それを施設・センターごとに回収、返送してもらうこととした。回答は統計的に処理され、施設名や回答者名が特定されることはないことを明記した文書を添付するなど、倫理上の配慮を行った。

調査期間は、大阪府所管児童養護施設及び子ども家庭センターは、2006（平成18）年2月10日から3月10日までとした。大阪市所管児童養護施設は、調査票の作成と調査実施にかかる調整作業の遅れから、3月10日から同月末日までとした。

なお、以下に結果を述べるが、大阪府と大阪市では「権利ノート」と「施設で生活するあなたへ」という異なる内容の冊子を異なる時期から使用していることから、横断的な比較はできないことをお断りしておく。また、後述するように、大阪市所管児童養護施設に対しては、調査実施時期が年度末ぎりぎりとなり、回収率に大きく影響を及ぼしたと思われる。したがって、大阪市所管児童養護施設からの調査結果については、参考までに統計量のみを掲載し（表55～99）、とくに結果の記述、評価や考察は加えないこととした。

加えて、1996年度調査と今回の調査では、調査対象施設種別や施設職員の職種、そして一部調査項目が異なり、また集計方法にも若干の違いがあることから、時系列的な比較についても推測的な記述が多くならざるを得なくなっている。

（澁谷昌史）

III 「子どもの権利ノート」及び「施設で生活するあなたへ」について

1 はじめに

児童養護施設等で生活する子どもたちの権利擁護を目的として、平成7年度に我が国ではじめて「子どもの権利ノート」が大阪府において配布された。その後、千葉県、東京都など多くの都道府県において多少の名称の変化はあるが、いわゆる子どもの権利ノートが配布され、平成18年度ではほとんどの都道府県で権利ノートが施設に入所する子どもたちに配布されている。

最初に作成、配布されてから10年が経過し、現在大阪府内において、大阪府所管施設、大阪市所管施設、堺市所管施設（平成18年度政令市移行に伴い作成、配布予定）それぞれで、入所にあたって子どもは児童相談所から子どもの権利ノート（大阪市は「施設で生活するあなたへ」）が配布されるようになった。

大阪府版は、平成10年度に文言修正などのマイナーチェンジが行われ、平成13年度には低年齢児等対象版、里親委託児童対象版などのニューバージョンもラインナップしている。また、「権利ノート」ハンドブックの作成、継続的な合同研修等も取り組まれている。

大阪市版は、「大阪市児童福祉施設連盟 処遇指標研究会」において、平成11年度に権利ノート作成が検討され、平成12年度から配布された。

堺市版は、平成17年度に政令市移行をひかえて設置された堺市児童相談所開設準備室が事務局となり、「子どもの権利ノート」及び「子どもの権利ノート」ハンドブックの作成ワーキング会議において内容が検討され、平成18年度から配布予定である。

これらの権利ノートの作成経過と周辺事項について、大阪府版を中心に、配布前から配布後にかけて概略的に振り返ることとした。

2 権利ノート作成及び配布の経過

大阪府版配布前

平成4年 「カナダからのインフォメーションレジデンシャル・ケアの児童とティーンエイジャーのための手引き」が高橋重宏（駒澤大学）により翻訳されわが国に紹介された。児童福祉関係者には、カナダでは子どもたちが権利についての情報を詳細に提供されていることに対して驚くとともに、日本でのこのようなノートの必要性が痛感された。また、子どもの権利条約に関して、許斐有（大阪府立大学）らと大阪の児童福祉関係者が継続的な学習の機会を持ち、子どもの権利条約の趣旨や内容についての学習を深めていた。

平成6年 「子どもの権利条約」が批准された。

平成6年 「大阪府子どもの権利ノート作成委員会」（構成：児童福祉施設職員、子ども家庭センター（児童相談所）職員、弁護士、学識経験者、府児童福祉課職員）が大阪府児童福祉課に設置された。権利ノート原版は平成7年3月に完成。

平成7年 「大阪府子ども総合ビジョン」、「大阪府社会福祉審議会答申」がとりまとめられ、子どもの意見や権利が尊重され、子どもが主体的に社会参加できる社会作り、要保護児童に関する権利擁護の推進が必要であることが示された。

作成された権利ノートを、施設職員、施設入所児童等に提示し、意見の聴取、ノート内容の修正、配布にあたっての

事前職員研修等が実施された。

平成7年12月 子ども家庭センター（入所決定児童）、児童福祉施設（入所中児童）から施設利用児童に権利ノートが配布された。

配布後

平成8年 幼児用子どもの権利ノート「みんなたいせつ」が、絵本バージョンとして、藤本勝彦（和泉幼児院長）により個人発刊された。

平成9年 「子どもの権利ノート」アンケート調査（日本子ども家庭総合研究所 高橋重宏等 子どもの権利擁護のあり方に関する研究－大阪府「子どもの権利ノート」の成果と課題を中心に－）が実施された。

平成9年 児童福祉法が大きく改正された（平成10年4月施行）。

平成10年 児童福祉法改正を受け、入所児童に対し、子ども家庭センターが「援助計画」を、児童施設が「自立支援計画」を策定することとなった。

「児童施設援助指針」が大阪府社会福祉協議会児童施設部会により作成、配布された。

平成11年 「大阪市児童福祉施設連盟 処遇指標研究会」において、施設で生活する子どもたちの小遣い、門限、通信などの生活実態の調査が行われ、子どもたちの生活の向上、援助の質の向上を図る上で権利ノートのような子どもたちへの情報提供が必要であるということから、権利ノートの作成が検討された（構成：児童福祉施設職員、児童相談所職員、学識経験者、大阪市児童保育指導課職員）。

平成12年 大阪市において、「施設で生活するあなたへ」が配布された。

平成13年 子どもの権利ノート作成委員会が大阪府児童福祉課に設置され、既存ノートに加え、①幼児や知的障害のある子どもに配慮した内容を加える、②里親に委託されている子どもたちのためのノートも作成する、ことを主な目的として検討が行われた。

「子どもの権利ノート」についてのアンケートが実施（大阪府児童福祉課、大阪府子ども家庭センター）された。

平成14年3月改訂版子どもの権利ノートが完成（平成14年度配布）。

平成14年 権利ノートを手渡す職員が権利ノー

トをよく理解し、子どもたちへの配布の際に適切な説明が行われるように、それまで児童施設、子ども家庭センターが個別に作成していた「子どもの権利ノート説明用マニュアル」を改定、統合して『子どもの権利ノート』ハンドブック～「子どもの権利ノート」平成13年度改訂版使用に際して～が発行された。

平成15年 不定期に実施されていた児童施設職員、子ども家庭センター職員合同の「子どもの権利ノート」研修会を定期的合同研修として実施するようになった。

平成17年 堺市児童相談所開設準備室が事務局となり、児童養護施設職員、研究者とともに、権利ノート、権利ノートハンドブック作成が検討され、平成18年4月に完成予定。

平成18年 堺市において、「子どもの権利ノート」が配布予定。

平成9年及び平成13年に実施されたアンケート調査からは、子どもたちの生活に関して、権利ノートが目に見えるような変化をもたらしたものではなかったが、子どもの権利に関して、大人の側の意識や環境整備に変化があったことがわかった。

また、権利ノート作成後には、児童福祉法改正の影響等もあり、援助計画と自立支援計画の作成、児童記録様式の改訂、児童施設援助指針の策定、児童措置審査部会の設置など権利ノートに関連する取り組みが進められた。

しかし、平成13年度調査では、権利ノートについて、子どもも大人も意識の低下が見受けられ、子どもからは権利ノートを知らない、持っていない、説明してもらっていないなどの回答が増加していた。

また、権利ノート配布後も、児童福祉施設において子どもの権利が侵害される事案も報告されており、生活の場における権利擁護の困難さが伺われる。

これらのことから、権利ノートは、作って配布するだけでは十分ではなく、子ども、施設職員、児童相談所職員が常に子どもの権利について意識を高め、取り組みが形骸化することを防止しなければならないことが明らかである。

3 権利ノート一覧表（下表参照）

4 まとめ

大阪府内において、児童相談所を設置する大阪府、大阪市、堺市が、それぞれいわゆる「子どもの権利ノート」を作成、配布している。堺市版は大阪府版をベースに作成されており、大きな違いはないと考えられる。

【参考文献】

- カナダからのインフォメーション レジデンシャル・ケアの児童とティーンエージャーのための手引き（高橋重宏訳）. 財団法人資生堂社会福祉事業団. 1992
- 高橋重宏、農野寛治、前川朋子. 子どもの権利擁護のあり方に関する研究——大阪府子どもの権利ノートの成果と課題を中心に——. 日本総合愛育研究所紀要第33集. 1997.

表 権利ノート一覧表

	名称	対象	作成年月	ハンドブック	調査、研修	その他
大阪府	子どもの権利ノート	施設入所児童（小学生以上）	H14.3	有り（共通）	調査有り 研修有り	
	にこにこノート	施設入所児童（幼児、知的障害児）	〃	〃		
	子どもの権利ノート 資料編	全員（里親用と共通）	〃	〃		
	子どもの権利ノート 新しい家で暮らす〇〇のために	里親委託児童（小学生以上）	〃	〃		
	あたらしいおうちでくらす〇〇のノート	里親委託児童（幼児、知的障害児）	〃	〃		
	子どもの権利ノート資料編	全員（施設用と共通）	〃	〃		
大阪市	施設で生活するあなたへ—施設での生活をよりよくするための情報ブック—	施設入所児童（おおむね小学校高学年以上）	H12.3	なし	調査有り	改訂中
堺市	子どもの権利ノート	施設入所児童（小学生以上）	H18.4	有り（共通）	調査有り 研修有り	
	にこにこノート	施設入所児童（幼児）	〃			

注) 大阪府版、大阪市版の計6種類の「権利ノート」「施設で生活するあなたへ」の表紙を次頁に掲載。

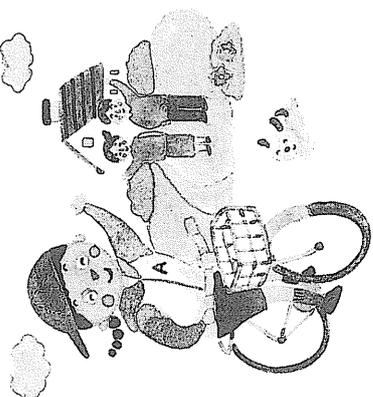
大阪府

子どもの権利ノート



大阪府

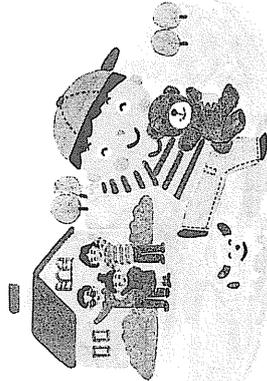
子どもの権利ノート



めたら いえ く
新しい家で喜らす
のために

大阪府

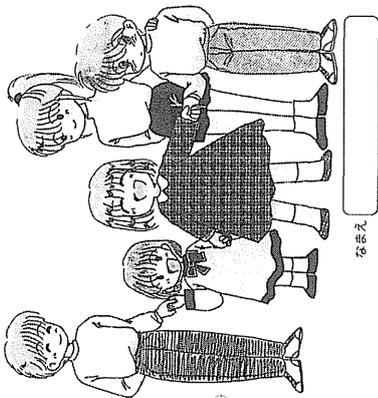
あたらしいおうちでくらす のノート



子どもの権利ノート

大阪府

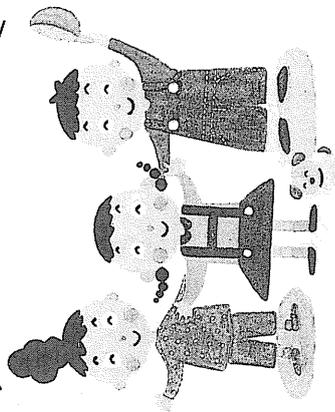
子どもの権利 ノート



なまえ

大阪府

ここにノート



のために

子どもの権利ノート

- 許斐有. 子どもの権利を擁護するシステムづくり. 大阪府子ども家庭センター紀要Ⅳ. 1996.
- 福祉部児童福祉課. 「子どもの権利ノート」について. 大阪府子ども家庭センター紀要Ⅳ. 1996.
- 農野寛治. 取り組みから得た成果と今後の課題. 季刊児童養護. vol. 29-2. 1998.
- 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会児童施設部会援助指針策定委員会. 児童施設援助指針. 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会. 1998.
- 許斐有. 大阪府における子どもの権利擁護の課題. 大阪府子ども家庭センター紀要Ⅸ. 1999.
- 前河桜, 合田誠, 阪本博寿. 権利擁護の流れ～「権利ノート」から「援助指針」～. つながり—大阪発・児童福祉施設—. 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会. 2001
- 大阪府健康福祉部児童福祉課・大阪府子ども家庭センター. 「子どもの権利ノート」についてのアンケート調査結果報告書. 大阪府健康福祉部児童福祉課. 2002.
- 『子どもの権利ノート』ハンドブック～『子どもの権利ノート』平成13年度改訂版使用に際して～. 『子どもの権利ノート』の今後の活用を考えるプロジェクト. 2002.
- 「子どもの権利ノート」ハンドブック—子どもの援助のために—. 堺市子ども相談所. 2006

(前橋信和)

IV 研究結果

1. 分析方法

すでに述べたように、大阪府では『子どもの権利ノート』、大阪市では『施設で生活するあなたへ』と表題が異なるだけでなく、内容にも相違がある。ここでは、大阪府での調査結果のみを以下に報告する。

集計は、SPSS ver. 11.0 for windowsを用いて、単純集計とクロス集計を行った。

また、今回の研究の目的の一つは『権利ノート』導入後10年の変化を明らかにすることなので、ノートの導入後間もなく実施された高橋・農野・前川（1997）の調査結果との比較を随時示す。なお、比較に際しては、高橋・農野・前川（1997）の調査を前回調査、今回実施した大阪府での調査を今回調査と呼ぶこととする。なお、前回調査では、施設職員とセンター職員を合わせて「大人」として集計していたので、施設職員とセンター職員に分けての集計結果を比較することはできない。

2. 回収状況

大阪府内の児童養護施設26箇所（調査票を送付した内、23箇所から回答が返送された（回収率：82.1%））。回収数は、子どもから938票、施設職員から451票だった。子どもからの回答の内、小学校4年生未満の子どもが記入した58票は無効票とした（ただし、自由回答記述の分析においては参考にした）。また、18歳を超える子どもから

の回答もあったが、これらは調査主旨を理解して回答することが可能であったものと見なし、有効票とした。したがって、有効な子ども票は880票であった。そのため、回収938票中880票が有効回答として分析対象となった

施設職員からの回答に栄養士などからの回答が含まれていたが、子どもの援助に直接従事しているかどうかは施設の判断に拠るものとして、回収された451票すべてを有効回答とした。

大阪府の子ども家庭センター7箇所（調査票を送付し、すべてから回答が返送された。回収数はセンター職員から124票で、すべて有効票となった。なお、子ども家庭センターは他の自治体では児童相談所に該当する。以下、「センター」と略して表記する。

3. 回答者の基本属性

子どもの性別・年齢・学年を集計した結果は表1から3の通りである。前回調査に比べると13歳までの子どもがやや多い一方18歳が少ない。平均年齢は前回調査14.5歳に対し、今回調査13.2歳である。学年も同様に小学校4～中学校1年が前回調査よりやや多く、高校3年生が少ない。

施設職員の性別・年齢・児童福祉従事経験年数・職種を表4から表7に、センター職員回答者の性別・年齢・児童福祉従事経験年数・職種を表8から表11に示した。

4. 「子どもの権利ノート」の一般的周知状況

(1) 権利ノートの認知率

『子どもの権利ノート』があることを知っているか、「はい」「いいえ」の回答を求めた結果、「はい」との回答が子どもの87.7%、施設職員の97.8%、センター職員の99.2%を占めた（表12）。前回調査では子どもの91.0%、大人の99.3%だった。

子どもの学年を小学生・中学生・高校生に分けてクロス集計したところ、権利ノートを知っているかどうか有意な差が見られた（「はい」は小学生85.0%：中学生91.0%：高校生91.1%。 $\chi^2=7.175$, $df=2$, $p<.05$ ）。また、性別によっても有意な差が見られた（「はい」は男子86.0%：女子91.9%。 $\chi^2=7.458$, $df=1$, $p<.01$ ）。

(2) 権利ノートの既読率

『子どもの権利ノート』の内容を読んだことがあるかとの質問に、「はい」との回答が子どもの70.9%、施設職員の91.8%、センター職員の98.4%を占めた（表13）。前回調査では子どもの83.3%、大人の98.1%だった。

子どもの性別によっても有意な差が見られた（「はい」は男子63.1%：女子82.0%。 $\chi^2=37.956$, $df=1$, $p<.001$ ）。

施設職員の経験年数別に有意な差が見られた（「はい」は経験3年未満で86.7%：3-10年未満で96.3%：10年以上で97.1%。 $\chi^2=15.582$, $df=2$, $p<.001$ ）。

（3）権利ノートの所持率

『子どもの権利ノート』の所持率について、子どもには「いつでも見ることができるか」、職員には「現在手元にあるか」と質問した。「はい」との回答が、子どもの47.5%、施設職員の56.3%、センター職員の80.6%を占めた（表14）。前回調査では子どもの46.6%、大人の90.1%だった。

子どもの学年による有意な差が見られた（「はい」の回答が小学生41.4%：中学生53.4%：高校生50.6%。 $\chi^2=10.208$, $df=2$, $p<.01$ ）。また、性別による有意な差が見られた（「はい」は男子44.1%：女子52.2%。 $\chi^2=5.718$, $df=1$, $p<.05$ ）。

施設職員の所持率については、経験年数別による有意な差が見られた（「はい」（手元にある）との回答が経験3年未満39.7%：3-10年未満61.9%：10年以上で81.4%。 $\chi^2=48.299$, $df=2$, $p<.001$ ）。また、施設職員の性別による有意な差が見られた（「はい」は男性の66.4%：女性の53.8%。 $\chi^2=5.769$, $df=1$, $p<.05$ ）。職種によっても有意な差が見られた（「はい」は施設長・主任の94.1%、児童指導員の57.9%、保育士の60.4%、その他の21.6%。 $\chi^2=46.359$, $df=3$, $p<.001$ ）。

前回調査では、子どもがノートを所持していない理由の7割弱が「なくした」を占めたが、今回調査では「職員にあずけたまま」が35.5%と最も多く、「なくした」が27.6%と続き、「もらっていない」も16.2%あった（表15）。権利ノートが手元にない理由として施設職員は「もらっていない」が82.5%を占める。前回調査では「もらっていない」大人が46名だったが、今回調査では164名（施設職員156名、センター職員8名）である。

（4）権利ノートの配布者

子どものみを対象に『子どもの権利ノート』を誰からもらったかを質問したところ、施設職員から46.6%、センター職員29.9%だった（表16）。前回調査では施設職員から83.7%、センター職員8.2%だったのに比べ、センター職員からの率が高くなった。子どもの学年による有意な差が見られた（「施設の職員からもらった」は小学生42.4%、中学生47.2%、高校生63.8%。 $\chi^2=24.315$, $df=6$, $p<.001$ ）。

（5）権利ノートの内容の説明と理解度

『子どもの権利ノート』に関する説明を子どもが受けたかどうかは、「権利」についての説明と「ノート」についての説明とに分けて設問をした。

「権利」については子どもの67.5%が「説明してもらった」と答えている（表17）。説明をしてもらった子どもの約7割が説明がわかりやすかったと答えている（表18）。説明の理解しやすさについて男女で有意差が見られた

（男子で「あまりわからなかった」「まったくわからなかった」に回答する傾向が見られた、 $\chi^2=9.700$, $df=3$, $p<.05$ ）。

「ノート」については子どもの65.2%が「説明してもらった」と答えている（表19）。説明をしてもらった子

どもの7割以上が、説明がわかりやすかったと答えている（表20）。

前回調査では、権利についての説明をされたかとの設問はなく、ノートについての説明があったかだけを質問している。説明してもらったとの回答が86.6%だったのに比べると今回調査では65.2%と少なくなっている。一方、説明内容が理解できたかとの設問に対し、前回調査では「よくわかった」と答えたのが33.7%だったのに比べると、今回調査では21.2%だったが、前回調査でなかった「だいたいわかった」という回答が今回調査では53.5%だった。

（6）『子どもの権利ノート』ハンドブックの活用状況

職員には、2001（平成13）年度に改訂されて配布されている「『子どもの権利ノート』ハンドブック」を読んだことがあるかを質問した。「ある」と答えたのは施設職員の69.8%、センター職員の71.0%だった（表21）。

施設職員の経験年数による有意差が見られた（「ある」が経験3年未満で52.2%：3-10年未満83.0%：10年以上87.3%。 $\chi^2=55.186$, $df=2$, $p<.001$ ）。また、男女による有意差が見られた（「ある」が男性の82.4%：女性の67.0%。 $\chi^2=10.407$, $df=1$, $p<.01$ ）。職種によっても有意な差が見られた（「ある」は施設長・主任の94.1%、児童指導員の73.8%、保育士の71.7%、その他の52.9%。 $\chi^2=17.661$, $df=3$, $p<.01$ ）。

「ハンドブック」が参考になったと答えたのは、読んだと答えた施設職員の86.3%、同じく「ハンドブック」を読んだセンター職員の95.5%だった（表22）。施設職員の経験年数による有意差が見られた（「参考になった」が経験3年未満で78.7%：3-10年未満91.5%：10年以上95.2%。 $\chi^2=13.651$, $df=2$, $p<.01$ ）。

（加藤 純）

5. 研修

問7の「子どもの権利ノートの活用に関する研修受講の有無」に関しては、大阪府施設職員の内51.7%が「ある」、46.6%が「ない」と答えている。また子ども家庭センターの職員では「ある」が64.5%、「ない」が34.7%となっており、施設職員より直接子どもに説明を行うことが義務づけられている子ども家庭センターの職員の方が研修受講している割合が高くなっていた。クロス集計結果からは、勤続年数が上がるにつれて、研修受講の経験の割合も高くなっていた（表23）。

問8での「研修の実施主体」、「研修の内容」では、施設職員、子ども家庭センター職員双方が権利ノートの解説に関する研修を研修受講者の内約9割が受けており、それに続いて「権利ノートの説明の仕方に関する演習」が施設職員45.5%、センター職員58.8%とそれぞれ続いていた（表24～25）。さらに研修が役に立ったのかという点については、それぞれ9割を超えており、施設職員に「いいえ」が6.9%みられるものの、全体としては「役に立った」と肯定的な意見が多いことがわかる（表26）。

6. 権利ノートの効果

問9、問10は「権利ノート」の取り組み以前から業務に従事していた者向けの問である。それぞれNA(無回答)は取り組み以前に従事していなかった者であると考えられるのでこれを除いてみると、問9「権利ノートができて、子どもとの関わりに変化があったか」の有無に関しては施設職員が「あった」43.3%、「なかった」15.5%、「どちらでもない」41.1%であり、センターの職員では「あった」58.5%、「なかった」9.4%、「どちらでもない」32.0%となっていた(表27)。施設職員に比べ、センター職員の方に子どもとの関わりに対する肯定的な変化を回答する割合が高いが、双方とも「あった」が「なかった」に比べて高くなっており、施設職員では約3倍、センター職員では約6倍となっていた。前回調査における同様の質問をみても(「権利ノートができて、子どもとの関わりに変化がありましたか」)、平成8年度調査では回答者は施設職員・センター職員全体でとられているが、「あった」38.9%、「なかった」29.6%、「どちらでもない」29.8%と回答が概ね3分割していた。今回調査と比較すれば、「権利ノート」に対する肯定的な変化が現場職員の間で増えてきことが考えられる。

さらに問10とあわせてみると、子どもに対する肯定的な関わりの変化のなかでは、「子どもの悩みに耳を傾ける機会が増えた」70.5%(施設職員)、38.7%(センター職員)、「子どもがわかるようにていねいに話すようになった」59.0%(施設職員)、61.3%(センター職員)との回答が他の項目よりも高く、子どもとの直接の関わりの上での変化について職員が意識している特徴がみられた。特に日常的に子どものケアに当たる施設職員では、「子どもの悩みに耳を傾ける機会が増えた」と、日常の上での子どもとの直接のやりとりに関しての改善が伺われた。尚前回調査でも同様の項目が高い結果となっていたが、同じく複数回答であるのに関わらず全般的に選択された項目は低めであり、「子どもの悩みに耳を傾ける機会が増えた」が21.8%、「子どもがわかるようにていねいに話すようになった」17.3%となっていた。このことから、前回調査時点と比較して、「権利ノート」に関する肯定的な見解が広がっていることが予測される(表28)。

問11、問12は「権利ノートで施設入所の説明をすることで、子どもとの関わりに意識の変化があったか」に関する項目であるが、施設職員では「あった」37.0%、「なかった」8.9%、「どちらでもない」47.7%であり、センター職員では「あった」が半数を超え57.3%、「なかった」10.5%、「どちらでもない」27.4%であった。また肯定的な意識の変化に関する内容としては、問9に近似する傾向がみられ、「子どもがわかるようにていねいに話すようにしている」「子どもの気持ちや悩みに耳を傾けるようにしている」といった子どもとの直接の関わりに関する意識項目が、他の項目に比べて高くなっている特徴がみられた(表30)。

(鈴木 力)

7. 「子どもの権利ノート」記載各項目の周知状況

次のようなことが「子どもの権利ノート」の中に書いてあることを知っていましたか?(表31~33)について。

これらの3者(「子ども」、「施設職員」、「子ども家庭センター」)の回答(周知度)を見てみると、「知っている」では、センター職員が平均95.4%で最も高く、次いで施設職員が91.0%、子どもは最も低く65.6%であり、おとな(センター職員と施設職員)と比較するとおよそ25~30ポイントも低いことがわかる。このことから、おとな(センター職員と施設職員)には周知されているが、子どもには十分な周知がされていないことがわかる。

また、最も高い項目では、センター職員(98.4%)と施設職員(94.5%)ともに同じ項目(「子どもは自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。」「子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。」)であるのに対して、子どもでは「みんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。」(82.6%)である。おとなは子どもがしてもらえること、できることについて周知度が高いが、子どもは、そのことよりも自分たち自身が守らなければならないことについての周知度が高いことがわかる。これは、職員より日常の施設(集団)生活において指導されることが多いということが要因として考えられる。ちなみに、子どもの中で平均を下回っていた項目は「どのような神様や仏様を信じてもいい。」(49.2%)、「いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる。」(51.5%)の2つの項目で、およそ2人に1人しか知らないという状況である。

また、前回調査の結果(①~⑥の6項目)との比較では、おとなの周知度は全ての項目で低下しており、平均でも96.7%から93.3%になっている。一方、子どもでは、61.9%から67.9%へと高まっている。特に「みんながなかよく暮らすための約束を守らなければならない」は61.0%から82.6%(21.6ポイント)、「手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる」(13.7ポイント)、「いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる」(10.4ポイント)の項目は高い伸びとなっている。しかし、「施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない」は、69.5%から60.1%と9.4ポイントも低くなっている。このように、前回調査との比較では、項目間による周知度が大きく変化している。

8. 「子どもの権利ノート」記載各項目の遵守状況

施設の中で、前の質問で聞いた「子どもの権利ノート」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか?(表34~36)について。

これらの3者(「子ども」、「施設職員」、「子ども家庭センター」)の回答(遵守度)を見てみると、子どもの「守られている」は平均50.4%であり、2人に1人の割合で

ある。一方、施設職員では、「よく守られている」は53.7%、センター職員は最も低く38.1%であり、施設職員と比較して15.6ポイントも低いことがわかる。

また、高い項目（子どもでは「守られている」、おとなでは「よく守られている」に対する回答割合が60%以上）を見ると、子どもでは「自分の健康に気をつけてもらえる。」(68.8%)、「お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえる。」(60.3%)の2項目、施設職員では子どもと同じ項目（「自分の健康・・・」(88.5%)、「お父さん・・・」(65.0%)）と「子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。」(63.4%)の3項目である。センター職員では、「自分の健康・・・」(79.0%)の1項目のみで、その割合は施設職員同様に突出している。しかし、3者ともに「自分の健康・・・」が最も高い結果となっており、基本的な生活習慣への配慮や通院などを含めた、これまでの施設での健康管理に関する取り組みが理解されていることがわかる。

ちなみに30%以下の項目を見ると、施設職員では「子どもはみんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならぬ。」(26.4%)、「子どもは、たたかれたり・・・」(27.5%)の2項目、センター職員では「子どもは、たたかれたり・・・」(11.3%)、「子どもはみんなでなかよく・・・」(19.4%)、「子どもはお父さん、お母さん・・・」(27.4%)の3項目であるが、子どもの中では1項目もなく、最も低いもので「施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。」(36.0%)である。

また、センター職員と施設職員との比較では、「子どもはお父さん、お母さん・・・」(37.6ポイント)、「子どもは手紙・・・」(26.3ポイント)、「子どもは自分の気持ち・・・」(21.8ポイント)の項目は、おとな間でも大きな差が出ており、センター職員の遵守度の認識は施設職員に比べて大変低いものとなっている。

一方、子どもの「守られてない」は平均14.9%、施設職員では、「時々守られていないことがある」と「あまり守られていない」を合わせたものでは32.1%、センター職員は最も高く50.1%であり、施設職員と比較して18.0ポイント、子どもとは35.2ポイントも高いことがわかる。子どもとおとなで異なる選択肢を用いているため一概に比較はできないものの、子どもの「施設の中で、たたかれたり・・・」の32.5%という結果は、他の項目と比較して際立って高くなっており、注目に値する。

さらに子どもの回答の中で「わからない」は、平均31.5%もあり、おとなの「わからない」に対する回答割合が平均8.9%であることから見ても特筆すべき事項である。その中でも「どのような様相・・・」(46.0%)、「いつまで施設で生活・・・」(44.2%)については、40%を超える子どもが「わからない」と回答している。ちなみに「権利について説明してもらわなかった」と回答した子どもは、全項目について「説明してもらった」子どもよりも高い

割合で「わからない」と回答している（次頁表）。

また、前回調査の結果（①～⑥の6項目）との比較では、全体的な傾向としてはおとなと子どもともに、「よく守られている・守られている」が数ポイント低下し、「時々守られていないことがある・あまり守られていない・守られていない」が数ポイント上昇している。このことは、おとなも子どもも権利・義務に関する理解が深まり意識が高くなったことによるものか、施設の生活環境の悪化を意味しているものなのか、探る必要がある。

ただ、「権利について説明してもらった」、「権利ノートについて説明してもらった」と回答した子どもは、全項目について「説明してもらわなかった」子どもよりも高い割合で「守られている」と回答している（次頁表参照）。さらに「説明がよく分かった」と回答している子どもは「守られている」と回答する割合が高い。このことから権利・義務に関する理解を深めるような実践を展開すれば、「守られていない」という割合が増加する傾向が転換されることが推測される。

特に子どもでは「守られている」で低下が著しいものは「施設の中で、たたかれたり・・・」(18.6ポイント)、「いつまで施設で生活・・・」(12.5ポイント)である。逆に、上昇したものでは「自分の気持ち・・・」(15.7ポイント)がある。また、おとなの「よく守られている」では「子どもは施設で生活する理由・・・」が8.4ポイントの低下が見られた。一方、「時々守られない・あまり守られない」では「子どもは施設で生活する理由・・・」が10ポイント上昇している。このように、前回調査との比較では、項目間による遵守度が大きく変化している。

（大竹 智）

9. 権利擁護システムの活用状況と評価

児童養護福祉の現場で「権利ノート」や苦情解決システムがどのように活用され機能しているのか、関係する職員、子どもの認知・評価について測定した質問から傾向を分析する。なお、ここでは、サンプル数の規模が大きい大阪府のデータを中心にあつかう。

（1）権利ノート（表37～38）

大阪府では平成7年度から「権利ノート」が配布されて10年になるが、職場としてノートに盛り込まれた趣旨を踏まえた取り組みの新設・強化が「ある」が施設職員・センター職員とも31.5%と3割に過ぎず、「ない」が約半数である。また、自分自身の経験についても「ある」が施設職員31.5%、センター職員16.9%でセンターでの取り組みが個人レベルではあまり変化がなかったといえる。これは、公務員組織として働いているので組織の枠を超えて個人が取り組むという意識が一般的でない状況を反映している可能性も考えられる。

しかし、一方施設職員が3割あるのは職場として取り組み、それを踏まえ個人としても取り組んだ状況を表している。この点で、施設職員の創意工夫によって権利

表 権利ノートの各項目の周知度・遵守状況とのクロス集計結果概要表

	学年 (小/中/高)	性別	Q1 ノートがある ことを知っているか	Q2 ノートを読ん だことがあるか	Q3 ノートをいつ でも見ることが できるか	Q6 「権利」に ついて説明され たか	Q7 「権利」の 説明はわかり やすかったか
①いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる。	中>高>小		Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
②みんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
③自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。		女>男	Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
④施設の中で、ただかれたり、いじめられたりすることはない。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。		女>男	Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえます。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
→ 有意差がある場合に、「守られている」の回答割合を比較							
守られている/守られていない/わからない							
①いつまで施設で生活するのか、職員に聞くことができる。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
②みんなでなかよく暮らすための約束が守られている。		男>女				説明有>無	
③自分の気持ちや意見を施設の職員の職員に言うことができる。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
④施設の中で、ただかれたり、いじめられたりすることはない。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえます。			Y>N	Y>N	Y>N	説明有>無	Y>N

表 (続き)

Q8 「ノート」について説明されたか	Q9 「ノート」の説明はわかりやすかったか	Q12 ホットラインに電話できるところを知っているか	Q13 今のセンターの担当職員を知っているか	Q14 センターに相談しようと思ったことはあるか	Q19 ノートがあった方がよいか
→ 有意差がある場合に、「知っていた」の回答割合を比較					
①いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他
②みんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	説明有>無	Y>N		Y>N	よい>他
③自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他
④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。	説明有>無	Y>N	Y>N		よい>他
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。	説明有>無	Y>N		Y>N	よい>他
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないうち、ちゃんと説明してもらえない。	説明有>無	Y>N	Y>N		よい>他

→ 有意差がある場合に、「守られている」の回答割合を比較					
説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	N>Y	よい>他
①いつまで施設で生活するのか、職員に聞くことができる。	説明有>無	Y>N	Y>N		よい>他
②みんなでなかよく暮らすための約束が守られている。	説明有>無	Y>N			よい>他
③自分の気持ちや意見を施設の職員に言うことができる。	説明有>無	Y>N			よい>他
④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	説明有>無	Y>N			よい>他
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。	説明有>無	Y>N			よい>他
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。	説明有>無	Y>N	Y>N		よい>他
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないうち、ちゃんと説明してもらえない。	説明有>無	Y>N	Y>N	Y>N	よい>他

注)・Y:「ある」等肯定的回答 N:「ない」等否定的回答

・「Q5 あなたは『子どもの権利ノート』を誰からもらいましたか」の結果については、客観的事実と一致するものではない可能性があるため（事実上の手続きでは、センター職員から渡すこととなっている）、とくに当該設問とのクロス集計は行っていない。

ノートに謳われている内容を具現化する場面が生活施設で存在していることを感じさせる結果となっている。

(2) 苦情解決システムの認知・活用 (表 39～表 46)

意見箱、第三者委員、運営適正化委員会、施設内苦情受け付け、電話相談、センターの各レベルでの活用状況の意識について、活用されているかどうかを問う質問文を基本的な選択肢として「思う」「思わない」「わからない」で設問した。

まず、施設内の苦情解決システムについて、意見箱については、施設職員が「思う」31.9%、「思わない」22.4%、「わからない」28.6%、「設置していない」14.0%。第三者委員の活用については「思う」10.9%、「思わない」26.8%、「わからない」47.2%、「設置していない」3.3%であった。意見箱については3割が活用できているという認識をもっている一方、わからない施設職員も3割おり、施設職員個人または施設によって状況の格差があることをうかがわせる結果となった。施設設置の第三者委員の活用について把握していない者が5割近くいるのはこのシステムの普及と認知がまだ根付いておらず今後の大きな課題であることを示唆している。各施設で第三者委員の活動状況について各職員にも定期的に伝え、情報を共有していく取り組みが必要であろう。

第三者委員の活用に関する自由記述からも、「実際に活用している」「第三者委員に定期的に子どもに会ってもらっている」という施設がある一方で、「ポスターは掲示しているが活用されていない。」「第三者委員とは具体的にどのような方なのでしょうかね?」という回答もあり、「職員でさえよく理解しておらず役割が確立されていない」という施設が多い。

一方、子どもと親への苦情対応については、施設職員が「思う」43.5%、「思わない」6.2%、「わからない」41.9%、センター職員が「思う」23.4%、「思わない」11.3%、「わからない」48.4%であった。施設職員の自己評価よりもセンター職員側からの評価が低く出ており、両者で認識の差がみられる。また、「わからない」も4割以上ある。

二つ目に、施設外部の運営適正化委員会については、施設職員が「思う」2.7%、「思わない」31.9%、「わからない」60.8%、センター職員が「思う」0.8%、「思わない」40.3%、「わからない」47.6%であった。「わからない」が多いと同時に、活用されていないと感じている者が施設・センターともに多く、特にセンター職員の4割がそう感じているのが特徴である。施設での状況改善に運営適正化委員会が十分活用されていないとの認識が強いことはさらに運用課題を検討していく必要がある。

自由記述でも、「活用されているのを見た」という回答は2例のみで、その他大部分は、職員自身が「その存在自体知らなかった」「初めて聞いた名前だった」「活用の仕方がわからない」等の回答であった。

三つ目に、電話相談窓口の認知と活用については、施設の子どもで電話相談できることを「知っていた」のは

41.0%、「知らなかった」56.0%である。大人側が感じている、子どもによる電話相談の活用については、「思う」施設職員4.4%、センター職員7.3%と非常に低く、システムがあるもののそれが十分に認知・活用されていない状況を物語る結果となっている。

四つ目に、子どもが困ったときの児童相談所の活用については、施設職員が「思う」65.0%、「思わない」11.3%、「わからない」19.5%、センター職員が「思う」63.7%、「思わない」4.0%、「わからない」19.4%であった。双方の評価がおおむね合致しているが、「思う」は6割程度とさらに活用を伸ばすための取り組みが必要であろう。

一方、「権利ノート」に書かれている内容についてセンター職員が苦情受け付けをしたのは、17.7%と2割程度がノートに盛り込まれている事項に関連する相談を子どもから受けている経験がある結果となっている。

(3) 子どもが相談する人の状況 (表 47～表 51)

様々な相談する相手に関して施設の子どもを対象として設問したが、児童相談所の担当職員を「知っている」のは68.2%、「知らない」28.8%で、困ったり、不満があったりしたときにセンター職員に相談しようと思ったことが「ある」のは22.4%、「ない」74.9%であった。「ない」の理由(複数回答)として、「他に相談する人がいるから」41.0%、「相談するほどのことでもないと思うから」41.1%であるが、「連絡の仕方がわからないから」14.7%、「子ども家庭センターの職員にあつたことがないから」5.6%、「相談しても力になってくれると思わないから」25.2%となっており、子どもが抱えているイメージに関して大人側としての課題も少なくないことを表している。

なお、「他に相談する人がいるから」と答えた子どもは、その相手については(複数回答)「施設の職員」43.4%、「施設のともだち」32.4%、「学校の友達」32.8%が多く挙がっており、施設職員との良好な関係と同時に「親」23.4%、「きょうだい」19.7%と家族を頼りにする施設の子どもも一定数いることが注目できる結果となっている。

(4) 権利擁護システムの整備に関して (表 52)

一時保護所・施設において人権侵害があつた場合、第三者から構成される人権擁護機関の新設の必要性について施設職員が「思う」36.4%、「思わない」8.2%、「わからない」35.7%、センター職員が「思う」62.9%、「思わない」7.3%、「わからない」16.9%であった。センター職員が「感じる」5.6%、「感じない」62.1%、「わからない」21.8%であった。

人権擁護機関の新設については施設職員とセンター職員の意識に大きな差異がみられ、それは施設職員が「わからない」とその必要性を判断留保する割合が多い点が回答割合に影響している。積極的に必要性がないとする者が少ないことから、人権擁護機関の意義とメリットを施設職員が理解していくことが設置実現に寄与すると考えられる。

（5）小括

全体としてはノートの配布が新しい取り組み・強化に直結するような行動に寄与した実感は3割程度であるが、権利擁護の意識の向上に関し全体的な底上げを図る一つのツールとして、手段的にも、象徴的にも「権利ノート」が大きな役割を果たしたといえよう。

意見箱を設置していない施設もあることが明らかになったが、投書がまれにしか入らないとしても、継続的に設置してその活用を説明していくことが一人ひとりの子どもの声に耳を傾ける姿勢があるという大人側の意思表示となり、「権利ノート」と同様に「シンボル」としての意義も大きいのではないかと考えられる。

いずれの設問においても回答傾向として「わからない」が相当数を占めていたのは、日頃から権利擁護システムの活用状況の点検・評価、共通認識が十分にはかかれていない状況を浮き彫りにしている結果ではないかと考えられる。この点についても施設・児童相談所・権利擁護機関の三者で協同して取り組んでいく必要のある重要な課題であろう。

また、大人対象の問37の自由記述からは、「職員が、子どもが多くの特権を持つことで不安があるよう。…しかし、今まであまりにも子どもの権利が奪われてきた感があるため、子どもにも職員にも改めて“権利”を見直すいい機会になったと思う。他の施設では、子どもの過度の主張によって困るというケースも聞くが、それによって対応できない、というなら職員側の問題だと思う。改善点としては、権利と共に（ひきかえではなく）義務についても触れるべきである。」「大人のための権利ノートだと思う。まずは、大人の意識を変えることから始まったのではないか。10年かかり、効果はあったと思う。しかし限界があり、断言している語尾については現実を離れた印象も受ける。」

これらの記述にもあるように、「子どもの権利ノート」は、大人の意識を見直す効果については得られつつある。今後は、本当に子どものための「子どもの権利ノート」になるためにも、大人だけでなく子ども自身の手による作成が必要な時期なのではないだろうか。その上で、自分達が安心して生活していくことができるための責任についても、子どもたち自身で考えていくことが求められよう。

様々な苦情処理システムについては、職員自身がその存在・内容・意義について充分理解していないため、子どもや保護者等に対しても積極的にアピールされていない状況がみえた。子どもは自分の悩み等について、どのような人が、何について、どのように対応してくれるのか、がわからなければ、いくら電話番号の配布やポスター掲示がされていても、活用しにくい。第三者委員が、施設を定期的に訪問するなど、顔の見える存在が実効的な権利擁護システムの運用には必要であろう。この点では神奈川県の子供福祉施設サービス評価事業が参考にな

ろう。

（中谷茂一、山屋春恵）

10. 権利ノートに対する必要感

単純集計では、「思う」313（35.6%）、「思わない」178（20.2%）、「分からない」328（37.3%）となっている。子どもから見て、必要性を感じている割合は4割に過ぎない（表53）。

子どもが「子どもの権利ノート」の必要性を感じているかどうかと、ノートの配布と説明との関係をパーティション分析で調べてみた（次頁図参照）。今回の分析では、権利ノートの配布、説明の関係を知るために、目的変数を問19とし、従属変数として問1から問9を投入した。なお、さらに、分岐における従属変数の選択にあたっては、統計的な有意度が最大となるように設定した。

すると、投入した変数の中で、最も χ^2 検定量が大きいのは、問2で、ノートを読んだことがある場合、読んだことがない場合のという設問で最も大きく、問2で「はい」と回答したグループでは、ノートが必要だと答えている割合が半数近くに達しているのに対して、問2に「いいえ」と回答したグループでは20%程度低下している。

同様にして見ていくと、子どもの権利ノートを読んだことがあり（問2）、さらに権利ノートを読んだときに権利について説明があり（問6）、加えて権利についての説明がよくわかった（問7）のグループでは、権利ノートがあった方がいいと思う割合が65.1%まで上昇する。今回のパーティション分析では、統計的な有意度を判断材料として、効果の高い項目を優先して選択を行ったため、今後子どもが「子どもの権利ノート」の必要性を感じるためには、問2、問6、問7の3因子が重要となる。

上記の項目以外には、「問3 あなたは自分の『子どもの権利ノート』をいつでも見ることができますか？」で「はい」と回答している場合、「問8 『子どもの権利ノート』を読んだときに、ノートについて説明されましたか？」で「説明してもらった」と回答している場合、更にその説明が「わかりやすかった」と回答している場合（問9）、「問14 あなたは今まで施設で生活していて、困ったり、不満があったりしたときに、子ども家庭センターの職員に相談しようと思ったことはありますか？」で「ある」と回答している場合で、あった方がいいと思う割合が1～2割程度上昇しており、 χ^2 検定にて統計的な有意が確認できた。

さらに、問10の子どもの権利ノートに記載してある内容についての設問、加えて、問11の施設の中で子どもの権利ノートに記載してある内容が守られているかについての設問で全ての設問において「知っている」あるいは「守られている」と思う場合に、「思う」の割合が有意に高くなっていることから、内容を知ると共に、生活環境の中で具体的に子ども自身が、ノートの記載内

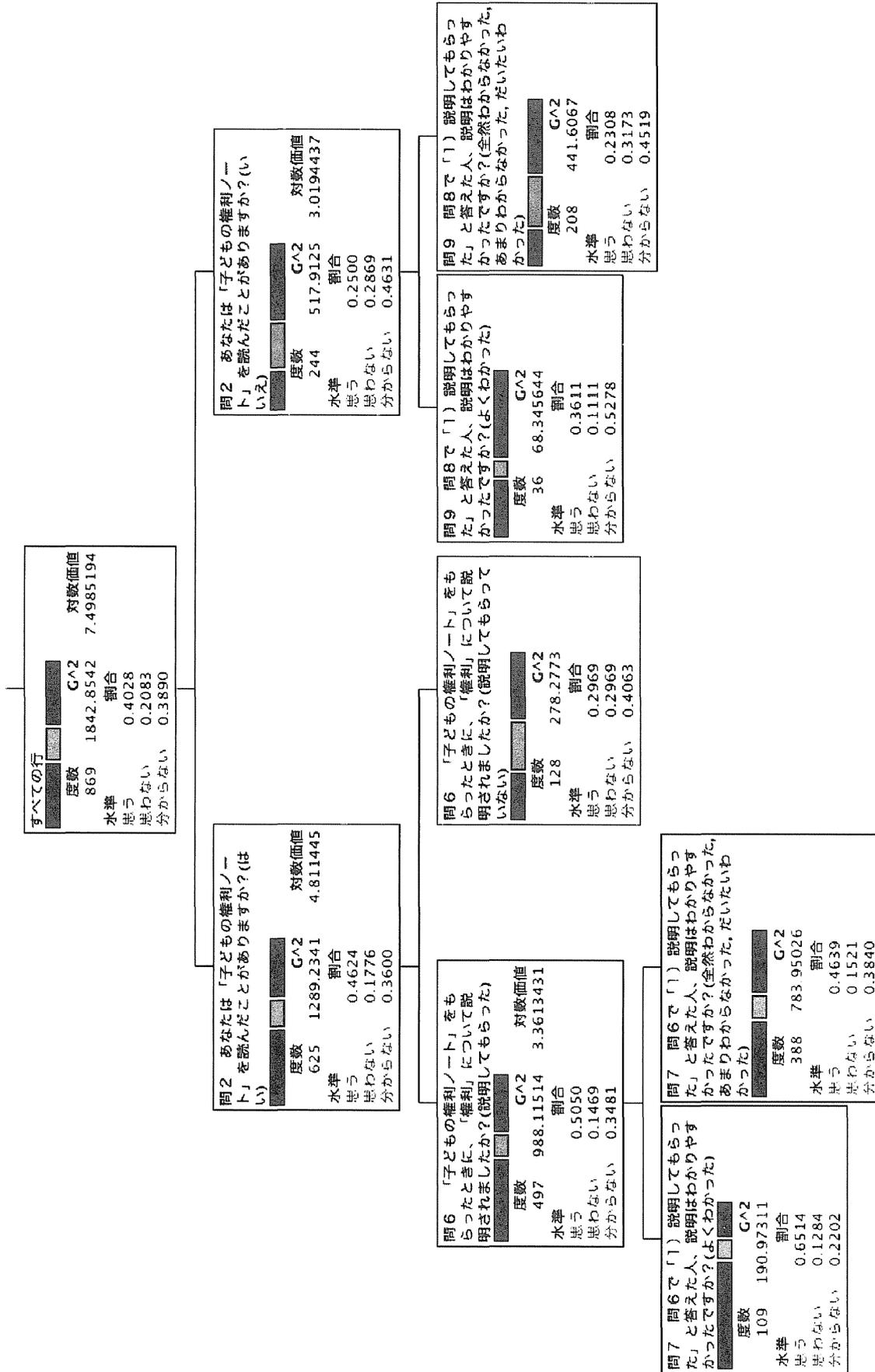


図 「問19 あなたは「子どもの権利ノート」があった方がいいと思いますか？」のパターション分析

容が守られていると感じているかどうか重要な要素となっていることが分かる。

11. 権利ノートの援助困難感

「子どもの権利ノート」の導入により、子どもの権利の主張のため、対応が難しくなったと感じている職員は、94 (20.8%)、感じていない職員は163 (36.1%)、また「わからない」112 (24.8%)であった(表54)。

χ^2 検定を行うと、2項目で統計的な有意が確認できた。

まずは経験年数との χ^2 検定で、児童福祉分野での従事経験年数が3年未満では、「感じる」27 (18.2%)、「感じない」59 (39.9%)、「わからない」62 (41.9%)であった。しかし、3年以上10年未満、および10年以上では、それぞれ「感じる」38 (29.0%)、29 (32.6%)、「感じない」60 (45.8%)、44 (49.4%)、「わからない」33 (25.2%)、16 (18.0%)となっていた。3年未満の社会福祉分野での従事経験を持つ場合には、対応が難しくなったと感じている割合は2割弱となっているものの、3年以上の場合には、3割程度が対応が難しくなったと感じているということとなる。

また、職種との χ^2 検定では、「感じる」の割合が、「長/主任」8 (29.6%)、「児童指導員」38 (29.7%)、「保育士」44 (25.0%)、「その他」4 (12.1%)で、「その他」を除いては、3割前後で推移している。しかし、「感じない」では、「長/主任」17 (63.0%)、「児童指導員」54 (42.2%)、「保育士」78 (44.3%)、「その他」13 (39.4%)となっており、「長/主任」で「感じない」を選択している割合が2割程度高くなっていた。これについては、職務経験の長さや、あるいは直接子どもと接する時間が短いこと（特に長）などの理由が考えられるが、本調査においては他の指標との統計的な検定を行っても要因は特定できなかった。

(有村大士)

12. 自由回答記述結果（主たる自由回答記述一覧参照）

(1) 子ども

問4：子どもの権利ノートをいつでもみられない理由（子ども）として、「その他」と回答したものは91票あった。主に「知らない」「わからない」という回答が目立つが、中には「知らない」「捨てた」「読む気がない」など、子ども自らが、権利ノートの必要性を認識していない記述もあった。

問5：子どもの権利ノートを誰からもらったか、について、「その他」と回答した92票のうち、68件の自由記述があり、「覚えていない」「わからない」「忘れた」とする内容が大半を占めている。

問15：施設で生活していて、困ったこと、不満があったりしたときに、子ども家庭センターの職員に相談しようと思ったことが「ある」と回答した子どものうち、以下の自由記述があった。内容としては、「親・家族・家」に

関する記述が最も多く、「いじめ・学校・人間関係」「施設生活・職員の不満」などもあげられている。また、職員の暴力（たたくなど）、施設生活での盗難（ものがなくなる）、集団生活からくるストレスなどもあげられている。

問16：で「その他」（子ども家庭センターの職員に相談しようと思わなかった）と回答して具体的内容を記述した90件のうち、「相談することがない」「相談する必要がある」「等」の類以外の主な記述内容は以下のとおりである。理由は様々であるが、「会ったことがない・知らない」等のため相談しないや、「相談したくない」などの記述が多くみられる。

問17・問18：「ほかに相談する人がいるから」と回答した子どもの相談相手および相談内容に関する記述は、巻末資料「主たる自由回答記述一覧」に示したとおりである。

問20：子どもの権利ノートに書いていないことで権利だと思ふことについての自由記述では、権利ノートに書かれている内容でも、実際に子ども自身が生活する中で「守られていない」と感じているものについては記述が多い。また、「小遣い」「部屋を勝手に開けない」「門限」など、日常生活の中で感じている自分のプライバシーや制約、「恋愛」について、職員からの詮索などの不満など様々である。

問21：子どもの権利ノートについて思うことについての自由記述では、実際にかかっている項目について「守られていない」とする内容が多い。また一方では、権利ノートがあるから安心とする意見や、「見たことがないから見てみたい」など様々である。

(2) おとな

次に、大人の意見も自由記述で回答をしてもらったものを前回調査の分類を参考に整理した。

問16：ノート作成から10年経過し、職場が新たな取り組みを行ったり取り組み内容の強化を行っているか、については、下表のとおりであった（自由記述内容から項目を作成し分類）。

	人数	%
意見箱の設置・取り組み強化	28	16%
研修会・勉強会の実施・参加	25	14%
権利ノートを読み聞かせ・説明など	24	14%
自治会・子ども会議等の開催	19	11%
子どもとの関わり方を意識（話をよく聞く・体罰の禁止など）	17	10%
職員会議での検討	14	8%
マニュアル作成（生活のしおりや指導マニュアルなど）	13	8%
生活、日課の見直しや改善など	9	5%
職員・子ども合同プロジェクトチーム・懇談会の設置	7	4%
その他意見表明への取り組み	5	3%

第三者委員・苦情受付・評価等の取り組み	4	2%
プライバシー	3	2%
行事参加への任意性の拡大	1	1%
年間援助計画に反映させる	1	1%
施設形態の改善（小規模化等）	1	1%
権利ノート所持状況の確認	1	1%
性教育の実施	1	1%
合計	173	100%

問 18：ノート作成から 10 年経過し、あなた自身が個人として新たな取り組みを行ったり、取り組み内容の強化を行っているかについては、下表のとおりであった（自由記述内容から項目を作成し分類）。

	人数	%
子どもとの関わり方を意識（丁寧に話を聞き説明するなど）	42	46%
権利ノートを読み聞かせ・説明など	10	11%
研修会・勉強会の実施・参加	8	9%
マニュアル作成（生活のしおりや指導マニュアルなど）	6	7%
親との連絡を密にとるようになった	5	5%
生活、日課の見直しや改善など	4	4%
自治会・子ども会議等の開催	2	2%
学習指導の強化・進学のすすめなど	2	2%
入所理由や生い立ちなどに関して話し合う機会を持つ	2	2%
プライバシーへの配慮	2	2%
心理アセスメント時の説明に導入	1	1%
行事参加への任意性の拡大	1	1%
職員・子ども合同プロジェクトチーム・懇談会の設置	1	1%
規則・罰則規定の排除	1	1%
いじめ、暴力の排除	1	1%
責任・義務の説明	1	1%
子どもに有益な情報を意識して収集	1	1%
子ども家庭センターとの連携強化	1	1%
実習生への教育にノートを活用	1	1%
合計	92	100%

問 19：子どもから相談される内容については、下表のとおりであった（自由記述内容から項目を作成し分類）。

	人数	%
友人関係・トラブル/悩み	193	27%
施設・集団生活・規則に関する事	120	17%
親・家族・生い立ちなどに関する事	98	14%
進路・進学・将来に関する事	48	7%
家庭引取・退所・入所期間・入所理由に関する事	43	6%

職員への不満など	39	5%
いじめ・暴力など	37	5%
学校に関する事	29	4%
外出・面会・外泊など	26	4%
私物の管理（紛失など）	19	3%
恋愛・異性に関する事	11	2%
携帯などの持ち物に関する事	10	1%
勉強に関する事	9	1%
金銭面の相談小遣い等	7	1%
健康面・体の悩みに関する事	4	1%
食事に関する事	4	1%
センターCW への連絡等	1	0%
その他	16	2%
合計	714	100%

問 37：子どもの権利ノートについて、「特によいと思う点」、「問題があると思う点」を聞いたところ以下の回答があった。ノートの存在や意義を否定する意見はほとんどないが、日常的に子どもと接する中で、ノートの必要性や意義を認識しつつも、子どもが「権利」ばかり主張し「責任・義務」を果たさないとする意見が多い。以下、肯定的意見、問題・課題の認識、否定的意見、提案の 4 つに分けて分類することができた。

問 38：最後に「子どもの権利ノート」に書いていないことで、子どもの権利だと思うことを聞いたところ、巻末資料「主たる自由回答記述一覧」に示した記述があった。

（小森 敦）

V 考察

1. 子どもたちへの影響

権利ノートは、子どもたちが自分の権利を知り、また実際に守られていると感じるために有効かつ不可欠なものであると想定された上で配布されている。しかし、本調査結果では、そのような効果は顕著には見られず、そもそも、施設職員やセンター職員と比して、権利ノートの既読率や所持率、そして各項目に対する周知度が低いことがわかった。さらに、各項目の周知状況を詳細に見ると、項目によっては、前回調査と比して周知度が低下している項目もあつたり、平成 13 年度の改訂で新たに追加された項目の周知度が明らかに低かつたりしていることがわかり、「右肩上がり」で普及しているわけではない実態がうかがえる。

遵守感（権利が守られていると思うか）に焦点を当ててみると、施設職員及びセンター職員と同一の選択肢を用いていないとはいえ、おとなと子どもの間で認識に明らかに違いがあると推測される項目もあつた。ただし、クロス集計を実施したところ、権利ノートを施設入所段

階から意識的に活用し、また子どもたち自身が活用できるようにしておくことが、子どもたちが「権利を守られている」と感じられる施設環境を形成していることが推測されたため、アドミッション・ケアから権利ノートを意識的に用いること（ノートを単に配布するだけでなく、子どもたちへの説明、伝わり方、抱いているイメージに留意しながら、実際にノートがあることで権利が守られたと実感できる機会を保障していく工夫をしていくことなど）が、子どもたちの遵守感を向上させていくものと考えられた。

次に、子どもの権利ノートの必要性を子どもに感じてもらうためには、①子どもの権利ノートを読む機会を持つこと、②子どもの「権利」がそもそも何なのかを説明すること、③さらにその説明が分かりやすいことが、統計的な重要性が高いことが分かった。特に「よくわかった」とそれ以外の項目で分けたときに、統計的な有意度（ χ^2 検定量）が最も高くなっているため、年齢やその子どもの理解度に応じて理解度の違いはあるが、その子どもの理解度に応じた説明の仕方が工夫される必要がある。さらに、生活場面で子どもが、子どもの権利ノートに書かれていることが守られていると感じていない場合には、必要性を感じる割合が低くなることから、説明場面だけでなく、実生活でいかに子どもの権利を守るかについては、生活環境も含めて権利ノートに準じ、捉え直す必要もあろう。

最後に、子どもによる自由記述からは、たくさんの不安、不満、辛さ、苦しさを抱えていることがわかった。権利ノートについて、「良いことが書いてある。役立った」「安心な生活が送れるノートだと思う」という肯定的な意見と共に、「もっとわかりやすい表現を」「もっと説明してほしい」と、権利ノートの改善について触れている意見もある。また、「守れることを書いた方がいいと思う」「守れないんだったらこんなノート作らないでほしい」「権利ノートは本当のことを書いていないと思う。ただ、子どもにウソをついて安心させようとやっているだけだと思う。・・・反対に子どもにウソをついていることで信用が無くなると思う」等、大人の側の姿勢や対応に対する不満に言及している意見も多い。職員側の「権利ノートによる対応の難しさ」を反映している。加えて、「権利ノートは、何のために作られたのですか？」「何で権利ノートがあるのか？」等、権利ノートの理念の説明が、子どもには充分理解できていないと思われる記述もあった。これらのことから、身近に大人がいるかどうかではなく、子ども自身にとって相談しやすい人がいること、その人に自由にアクセスできることが重要である。同時にその相手は、子ども自身が選べる必要がある。子ども自身が権利擁護システムを必要な時に十分活用できるよう措置時点と措置後に継続して説明し理解してもらう機会を大人側が保障するシステムづくりの必要性が子どもの声からうかがわれた。その一環として、子ども自身が

権利ノート作成に関与することも含めて検討をしてみてもよいだろう。

2. 職員への影響

職員に対しては、前回調査と同様、子どもとのかわりに肯定的な変化をもたらすことが明らかであった。したがって、「権利ノート」は、職員の意識に変化をもたらす有用なツールとなっていると見てよいだろう。

しかし、その一方で、経験年数の低い職員を中心に、権利ノートの所持率やハンドブック活用率の低下が見られるなど、課題とされる部分も浮かび上がった。とくに、子どもの権利ノートの使用することにより、「（子どもへの）対応が難しくなった」と答えている職員が少なからずいたことは注目に値する。

ただし、「対応が難しくなった」ことは、好ましくない変化が起きているということではないように思われる。たとえば、「難しくなった」と回答している人たちは、「難しくはない」と回答している者とは比して、権利ノートの趣旨を踏まえた「個人的取組みを行っている」と回答する傾向が見られた。また、各項目に対して、「守られていない」と判断する割合が高いこともわかった。ここから、自らの実践に対してより厳しい評価をするようになり、また、よりよい実践をしていこうという中で現れる戸惑いを「難しい」と感じている可能性が考えられる。

「対応困難感」の要因については、今回の調査結果だけでは、充分には分からないが、今後具体的な場面に即しながら、子どもの権利ノート利用法、あるいは子どもが納得する説明の仕方等についても説明しておく必要がある。特に、子どもの権利と表裏一体である「義務」の部分についても、バランスよく説明していく必要があると思われる（巻末に付した「おとな」からの自由回答記述でも比較的頻繁に触れられており、実践現場からの要望は強いことが推測される）。

また、権利ノートが活用されるための条件整備としては、研修やハンドブックの有用性が明らかになった一方、子ども家庭センターの担当職員を知らない子どもが30%近くを占めるなどの結果から、既存のリソースの強化が必要であることもうかがえた。子ども家庭センター、施設双方とも、既存のマンパワーでは限界があることは推測に難くないが、各項目に対する遵守感について、施設職員とセンター職員とで認識に明らかに開きがある（センター職員は施設職員に比して「時々守られていない」に対して回答することが多い）など、現状を施設と子ども家庭センターとで共有していく努力は今後とも要されるものと考えられる。さらに、子どもの代弁機能を中心とした総合的な権利擁護実施体制の構築も視野に入れておくことも必要だろう。

（有村大士、加藤 純、鈴木 力、大竹 智、中谷茂一、山屋春恵、小森 敦、農野寛治、坂本正子、澁谷昌史）

【参考文献】

高橋重宏・農野寛治・前川朋子. 子どもの権利擁護のあり方に
関する研究——大阪府『子どもの権利ノート』の成果と課題
を中心に——. 日本総合愛育研究所紀要第33集. 1997:
207-239.

謝辞:本研究にご協力いただいたみなさまにこの場を借りて心
から感謝申し上げます。

なお、本チーム研究は、標記メンバーのほかに、以下のメン
バーによって構成されている。(50音順)

伊藤嘉余子 (福島学院大学)

小笠原彩子 (齋藤・小笠原法律事務所)

奥山真紀子 (国立成育医療センター)

加賀美尤祥 (山梨県立大学)

影山秀人 (横浜みらい法律事務所)

加藤芳明 (神奈川県厚木児童相談所)

栗原拓也 (日本社会事業大学大学院)

佐藤 東 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課)

田中 哲 (東京都立梅が丘病院)

福島一雄 (共生会希望の家)

藤原雄三 (神奈川県総合療育相談センター)

【単純集計結果・大阪府】

- ※ 調査票は3種類あるが、同一調査項目については、横断的な検討を行うため、基本的に同じ表に掲載している。ただし、同一調査項目であっても、調査票間で質問文や選択肢が異なる場合等においては、必要に応じて質問文及び選択肢そのものを掲載するようにし、結果のミスリードが生じないようにした。
- ※ 調査票3種類について、集計表においては、以下のとおり標記している；大阪府所管児童養護施設・子ども用調査票：大阪府・子ども／大阪府所管児童養護施設・施設職員用調査票：大阪府・施設職員／大阪府子ども家庭センター用調査票：子ども家庭センター。
- ※ 表内の（ ）は回答数に占める割合（%）を示している。

○ 基本属性

表1

子どもの性別

	男	女	NA	合計
大阪府・子ども	467 (53.1)	406 (46.1)	7 (0.8)	880

表2

子どもの年齢

	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
大阪府・子ども	7 (0.8)	117 (13.3)	119 (13.5)	141 (16.0)	114 (13.0)	105 (11.9)	111 (12.6)
	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	NA	合計
	57 (6.5)	66 (7.5)	32 (3.6)	1 (0.1)	1 (0.1)	9 (1.0)	880

表3

子どもの在籍状況

	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
大阪府・子ども	112 (12.7)	108 (12.3)	137 (15.6)	106 (12.0)	106 (12.0)	101 (11.5)
	高校1年生	高校2年生	高校3年生	NA	合計	
	66 (7.5)	68 (7.7)	34 (3.9)	42 (4.8)	880	

表4

施設職員の性別

	男	女	NA	合計
大阪府・施設職員	125 (27.7)	325 (72.1)	1 (0.2)	451

表5

施設職員の年齢（5歳区分）

	25歳未満	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳
大阪府・施設職員	124 (27.5)	140 (31.0)	52 (11.5)	30 (6.7)	24 (5.3)
	45-49歳	50歳以上	NA	合計	
	21 (4.7)	47 (10.4)	13 (2.9)	451	

表6

施設職員の児童福祉従事経験年数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	NA	合計
大阪府・施設職員	82 (18.2)	98 (21.7)	94 (20.8)	68 (15.1)	107 (23.7)	2 (0.4)	451

表7

施設職員の職種

	施設長	主任 児童指導員	主任 保育士	児童指導員	保育士
大阪府・施設職員	8 (1.8)	16 (3.5)	10 (2.2)	146 (32.4)	212 (47.0)
	心理職	その他	NA	合計	
	15 (3.3)	37 (8.2)	7 (1.6)	451	

表8

子ども家庭センター職員の性別

	男	女	NA	合計
子ども家庭センター	41 (33.1)	80 (64.5)	3 (2.4)	124

表9

子ども家庭センター職員の年齢（5歳区分）

	25歳未満	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳
子ども家庭センター	11 (8.9)	34 (27.4)	17 (13.7)	11 (8.9)	7 (5.6)
	45-49歳	50歳以上	NA	合計	
	9 (7.3)	32 (25.8)	3 (2.4)	124	

表10

子ども家庭センター職員の児童福祉従事経験年数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	NA	合計
子ども家庭センター	16 (12.9)	35 (28.2)	18 (14.5)	18 (14.5)	36 (29.0)	1 (0.8)	124

表11

子ども家庭センター職員の職種

	センター長	児童福祉司	児童心理司	NA	合計
子ども家庭センター	3 (2.4)	80 (64.5)	41 (33.1)	1 (0.8)	124

○ 「子どもの権利ノート」の一般的周知状況

表12

あなたは「子どもの権利ノート」があることを知っていますか。(子ども/大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪府・子ども	772 (87.7)	99 (11.3)	9 (1.0)	880
大阪府・施設職員	441 (97.8)	8 (1.8)	2 (0.4)	451
子ども家庭センター	123 (99.2)	0 (0.0)	1 (0.8)	124

表13

あなたは「子どもの権利ノート」の内容を読んだことがありますか。(子ども/大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪府・子ども	624 (70.9)	245 (27.8)	11 (1.3)	880
大阪府・施設職員	414 (91.8)	34 (7.5)	3 (0.7)	451
子ども家庭センター	122 (98.4)	1 (0.8)	1 (0.8)	124

表14

あなたは自分の「子どもの権利ノート」をいつでも見ることができますか？(子ども)

あなたは「権利ノート」が現在手元にありますか。(大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪府・子ども	418 (47.5)	456 (51.8)	6 (0.7)	880
大阪府・施設職員	254 (56.3)	189 (41.9)	8 (1.8)	451
子ども家庭センター	100 (80.6)	22 (17.7)	2 (1.6)	124

※ 以下の集計(表15)では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表15

問3で「2) いいえ」と答えた人、それはどうしてですか。(子ども/大人)

	なくした/ なくなった	もらって ない	施設の職員 にあずけた ままになっ ている	その他	NA	合計	非該当
大阪府・子ども	126 (27.6)	74 (16.2)	162 (35.5)	81 (17.8)	13 (2.9)	456	424
大阪府・施設職員	6 (3.2)	156 (82.5)	—	19 (4.2)	8 (1.8)	189	451
子ども家庭センター	0 (0.0)	8 (36.4)	—	14 (63.6)	0 (0.0)	22	102

表16

あなたは「子どもの権利ノート」を誰からもらいましたか？(子どものみ)

	施設の職員	子ども家庭 センターの 職員	もらって ない	その他	NA	合計
大阪府・子ども	410 (46.6)	263 (29.9)	78 (8.9)	92 (10.5)	37 (4.2)	880

表 17

「子どもの権利ノート」をもらったときに、「権利」について説明されましたか？（子どものみ）

	説明してもらった	説明してもらわなかった	NA	合計
大阪府・子ども	594 (67.5)	240 (27.3)	46 (5.2)	880

※ 以下の集計（表 18）では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表 18

問6で「1）説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？（子どものみ）

	よくわかった	だいたいわかった	あまりわからなかった	全然わからなかった	NA	合計	非該当
大阪府・子ども	114 (19.2)	308 (51.9)	112 (18.9)	53 (8.9)	7 (1.2)	594	286

表 19

「子どもの権利ノート」をもらったときに、ノートについて説明されましたか？（子どものみ）

	説明してもらった	説明してもらわなかった	NA	合計
大阪府・子ども	574 (65.2)	239 (27.2)	67 (7.6)	880

※ 以下の集計（表 20）では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表 20

問8で「1）説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？（子どものみ）

	よくわかった	だいたいわかった	あまりわからなかった	全然わからなかった	NA	合計	非該当
大阪府・子ども	120 (20.9)	302 (52.6)	85 (14.8)	58 (10.1)	9 (1.6)	574	306

表 21

平成 13 年度に「権利ノート」が改訂され、『子どもの権利ノート』ハンドブックが職員向けに配布されています。あなたはこのハンドブックを読んだことがありますか。（大阪府・大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪府・施設職員	315 (69.8)	126 (27.9)	10 (2.2)	451
子ども家庭センター	88 (71.0)	31 (25.0)	5 (4.0)	124

※ 以下の集計（表 22）では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表 22

問5で「1）ある」と答えた人は、子どもを援助する上でこのハンドブックが参考になりましたか。（大阪府・大人のみ）

	参考になった	参考にならなかった	NA	合計	非該当
大阪府・施設職員	272 (86.3)	35 (11.1)	8 (2.5)	315	136
子ども家庭センター	84 (95.5)	4 (4.5)	0 (0.0)	88	36

○ 研修（大人のみ）

表 23

子どもの権利ノートの活用に関する研修を受けたことがありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪府・施設職員	233 (51.7)	210 (46.6)	8 (1.8)	451
子ども家庭センター	80 (64.5)	43 (34.7)	1 (0.8)	124

表 24

問7で「1）ある」と答えた人は、以下の質問に教えてください。①研修の実施主体はどこでしたか。（MA）(N=233/80)（大人のみ）

	主管課（府）	施設部会	勤務する施設・センター	その他
大阪府・施設職員	50 (21.5)	84 (36.1)	122 (52.4)	17 (7.3)
子ども家庭センター	20 (25.0)	—	52 (65.0)	13 (16.3)

表 25

問7で「1) ある」と答えた人は、以下の質問に答えてください。②どのような研修内容でしたか。(MA) (N=233/80) (大人のみ)

	権利ノートの解説	権利ノートの説明の仕方に関する演習	権利ノートに関する子どもからの質問への応答に関する演習	その他
大阪府・施設職員	211 (90.6)	106 (45.5)	79 (33.9)	8 (3.4)
子ども家庭センター	68 (85.0)	47 (58.8)	30 (37.5)	5 (6.3)

表 26

問7で「1) ある」と答えた人は、以下の質問に答えてください。③研修は役に立ちましたか。(大人のみ)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪府・施設職員	210 (90.1)	16 (6.9)	7 (3.0)	233
子ども家庭センター	77 (96.3)	1 (1.3)	2 (2.5)	80

○ 「子どもの権利ノート」の効果 (大人のみ)

表 27

「権利ノート」ができて、あなたは子どもとの関わりに変化がありましたか。(「権利ノート」の取り組み以前から実務に従事していた大人のみ)

	あった	なかった	どちらでもない	NA	合計
大阪府・施設職員	78 (17.3)	28 (6.2)	74 (16.4)	271 (60.1)	451
子ども家庭センター	31 (25.0)	5 (4.0)	17 (13.7)	71 (57.3)	124

表 28

問9で「1) あった」と答えた人は、どのような変化がありましたか。(MA) (N=78/31) (「権利ノート」の取り組み以前から実務に従事していた大人のみ)

	取り組み以前より、子どもの気持ちや悩みに耳を傾ける機会が増えた	取り組み以前より、子どもが自分の意見をはっきり言うようになった	取り組み以前より、子どもの長所によく気づくようになった	取り組み以前より、子どもがわかるようにしていぬいに話すようになった	取り組み以前より、子どもの生活について理解が深まった	その他
大阪府・施設職員	55 (70.5)	30 (38.5)	8 (10.3)	46 (59.0)	25 (32.1)	7 (9.0)
子ども家庭センター	12 (38.7)	8 (25.8)	3 (9.7)	19 (61.3)	9 (29.0)	3 (9.7)

表 29

「権利ノート」で施設入所の説明をすることで、あなたは子どもとの関わりに意識の変化がありましたか。(大人のみ)

	あった	なかった	どちらでもない	NA	合計
大阪府・施設職員	167 (37.0)	40 (8.9)	215 (47.7)	29 (6.4)	451
子ども家庭センター	71 (57.3)	13 (10.5)	34 (27.4)	6 (4.8)	124

表 30

問11で「1) あった」と答えた人は、どのような変化がありましたか。(MA) (N=167/71) (大人のみ)

	子どもの気持ちや悩みに耳を傾けるようにしている	子どもが自分の意見をはっきり言うよう配慮している	子どもの長所によく気づけるよう配慮している	子どもがわかるようにしていぬいに話すようにしている	子どもの生活について理解しようとしている	その他
大阪府・施設職員	105 (62.9)	93 (55.7)	30 (18.0)	104 (62.3)	60 (35.9)	7 (4.2)
子ども家庭センター	36 (50.7)	27 (38.0)	8 (11.3)	52 (73.2)	20 (28.2)	6 (8.5)

○ 「子どもの権利ノート」記載各項目の周知状況

表 31

次のようなことが「子どもの権利ノート」の中に書いてあることを知っていましたか？（大阪府・子ども）

	知っていた	知らなかった	NA	合計
①いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる。	453 (51.5)	409 (46.5)	18 (2.0)	880
②みんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	727 (82.6)	139 (15.8)	14 (1.6)	880
③自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	657 (74.7)	206 (23.4)	17 (1.9)	880
④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	529 (60.1)	323 (36.7)	28 (3.2)	880
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	548 (62.3)	311 (35.3)	21 (2.4)	880
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。	669 (76.0)	194 (22.0)	17 (1.9)	880
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。	433 (49.2)	416 (47.3)	31 (3.5)	880
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえる。	599 (68.1)	239 (27.2)	42 (4.8)	880

表 32

次のようなことが「子どもの権利ノート」の中に書いてあることを知っていましたか？（大阪府・施設職員）

	知っている	知らない	NA	合計
①子どもは施設で生活する理由やいつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に説明を聞くことができる。	411 (91.1)	34 (7.5)	6 (1.3)	451
②子どもはみんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	411 (91.1)	33 (7.3)	7 (1.6)	451
③子どもは自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	426 (94.5)	13 (2.9)	12 (2.7)	451
④子どもは、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	413 (91.6)	22 (4.9)	16 (3.5)	451
⑤子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる	426 (94.5)	13 (2.9)	12 (2.7)	451
⑥子どもは自分の健康に気をつけてもらえる。	416 (92.2)	20 (4.4)	15 (3.3)	451
⑦子どもはどのような神様や仏様（思想・宗教）を信じてもいい。	383 (84.9)	53 (11.8)	15 (3.3)	451
⑧子どもはお父さん、お母さんや家族と会うことができるし、連絡することもできる。	398 (88.2)	37 (8.2)	16 (3.5)	451

表 33

次のようなことが「子どもの権利ノート」の中に書いてあることを知っていましたか？（子ども家庭センター）

	知っている	知らない	NA	合計
①子どもは施設で生活する理由やいつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に説明を聞くことができる。	119 (96.0)	4 (3.2)	1 (0.8)	124
②子どもはみんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	116 (93.5)	6 (4.8)	2 (1.6)	124
③子どもは自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	122 (98.4)	1 (0.8)	1 (0.8)	124
④子どもは、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	118 (95.2)	4 (3.2)	2 (1.6)	124
⑤子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	122 (98.4)	1 (0.8)	1 (0.8)	124
⑥子どもは自分の健康に気をつけてもらえる。	118 (95.2)	5 (4.0)	1 (0.8)	124
⑦子どもはどのような神様や仏様（思想・宗教）を信じてもいい。	116 (93.5)	7 (5.6)	1 (0.8)	124
⑧子どもはお父さん、お母さんや家族と会うことができるし、連絡することもできる。	115 (92.7)	8 (6.5)	1 (0.8)	124

○ 「子どもの権利ノート」記載各項目の遵守状況

表 34

施設の中で、前の質問で聞いた「子どもの権利ノート」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか？（大阪府・子ども）

	守られている	守られていない	わからない	NA	合計
①いつまで施設で生活するのか、職員に聞くことができる。	361 (41.0)	102 (11.6)	389 (44.2)	28 (3.2)	880
②みんなでなかよく暮らすための約束が守られている。	441 (50.1)	160 (18.2)	254 (28.9)	25 (2.8)	880
③自分の気持ちや意見を施設の職員に言うことができる。	479 (54.4)	111 (12.6)	264 (30.0)	26 (3.0)	880
④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	317 (36.0)	286 (32.5)	248 (28.2)	29 (3.3)	880
⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	442 (50.2)	154 (17.5)	254 (28.9)	30 (3.4)	880
⑥自分の健康に気をつけてもらえる。	605 (68.8)	87 (9.9)	161 (18.3)	27 (3.1)	880
⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。	375 (42.6)	68 (7.7)	405 (46.0)	32 (3.6)	880
⑧お父さん、お母さんや家族と会ったり、連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえる。	531 (60.3)	80 (9.1)	240 (27.3)	29 (3.3)	880

表 35

施設の中で、前の質問で聞いた「子どもの権利ノート」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか？（大阪府・施設職員）

	よく守られている	時々守られていないことがある	あまり守られていない	わからない	NA	合計
①子どもは施設で生活する理由やいつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に説明を聞くことができる。	196 (43.5)	107 (23.7)	40 (8.9)	83 (18.4)	25 (5.5)	451
②子どもはみんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	119 (26.4)	245 (54.3)	46 (10.2)	18 (4.0)	23 (5.1)	451
③子どもは自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	251 (55.7)	127 (28.2)	15 (3.3)	36 (8.0)	22 (4.9)	451
④子どもは、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	124 (27.5)	242 (53.7)	38 (8.4)	22 (4.9)	25 (5.5)	451
⑤子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	286 (63.4)	111 (24.6)	13 (2.9)	21 (4.7)	20 (4.4)	451
⑥子どもは自分の健康に気をつけてもらえる。	399 (88.5)	26 (5.8)	2 (0.4)	7 (1.6)	17 (3.8)	451
⑦子どもはどのような神様や仏様（思想・宗教）を信じてもいい。	270 (59.9)	27 (6.0)	12 (2.7)	121 (26.8)	21 (4.7)	451
⑧子どもはお父さん、お母さんや家族と会うことができるし、連絡することもできる。	293 (65.0)	98 (21.7)	6 (1.3)	36 (8.0)	18 (4.0)	451

表 36

施設の中で、前の質問で聞いた「子どもの権利ノート」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか？（子ども家庭センター）

	よく守られている	時々守られていないことがある	あまり守られていない	わからない	NA	合計
①子どもは施設で生活する理由やいつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に説明を聞くことができる。	55 (44.4)	57 (46.0)	1 (0.8)	7 (5.6)	4 (3.2)	124
②子どもはみんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。	24 (19.4)	87 (70.2)	6 (4.8)	2 (1.6)	5 (4.0)	124
③子どもは自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる。	42 (33.9)	64 (51.6)	4 (3.2)	11 (8.9)	3 (2.4)	124
④子どもは、たたかれたり、いじめられたりすることはない。	14 (11.3)	86 (69.4)	18 (14.5)	3 (2.4)	3 (2.4)	124
⑤子どもは手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえる。	46 (37.1)	56 (46.2)	7 (5.6)	13 (10.5)	2 (1.6)	124
⑥子どもは自分の健康に気をつけてもらえる。	98 (79.0)	22 (17.7)	0 (0.0)	2 (1.6)	2 (1.6)	124
⑦子どもはどのような神様や仏様（思想・宗教）を信じてもいい。	65 (52.4)	14 (11.3)	2 (1.6)	39 (31.5)	4 (3.2)	124
⑧子どもはお父さん、お母さんや家族と会うことができるし、連絡することもできる。	34 (27.4)	67 (54.0)	5 (4.0)	15 (12.1)	3 (2.4)	124

○ 権利擁護システム

表 37

「権利ノート」が配布されてから10年余りが経過しましたが、あなたの職場が、「権利ノート」の趣旨をふまえた取組みを新たに行ったり、これまでの取組みの内容を強化したりしたことはありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪府・施設職員	142 (31.5)	213 (47.2)	96 (21.3)	451
子ども家庭センター	39 (31.5)	65 (52.4)	20 (16.1)	124

表 38

あなた自身が、「権利ノート」の趣旨をふまえた取組みを新たに行ったり、これまでの取組みの内容を強化したりしたことはありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪府・施設職員	142 (31.5)	213 (47.2)	96 (21.3)	451
子ども家庭センター	21 (16.9)	93 (75.0)	10 (8.1)	124

表 39

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、意見箱は活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	設置して いない	NA	合計
大阪府・施設職員	144 (31.9)	101 (22.4)	129 (28.6)	63 (14.0)	14 (3.1)	451
子ども家庭センター	10 (8.1)	3 (2.4)	9 (7.3)	0 (0.0)	102 (82.3)	124

表 40

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、第三者委員を入れた第三者委員会は活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	設置して いない	NA	合計
大阪府・施設職員	49 (10.9)	121 (26.8)	213 (47.2)	15 (3.3)	53 (11.8)	451

表 41

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、社会福祉協議会の適正化委員会は活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	12 (2.7)	144 (31.9)	274 (60.8)	21 (4.7)	451
子ども家庭センター	1 (0.8)	50 (40.3)	59 (47.6)	14 (11.3)	124

表 42

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、子どもと親への苦情対応は活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	196 (43.5)	28 (6.2)	189 (41.9)	38 (8.4)	451
子ども家庭センター	29 (23.4)	14 (11.3)	60 (48.4)	21 (16.9)	124

表 43

困ったことがあったら、子どもホットラインに電話で相談できることを知っていましたか？（子どものみ）

	知っていた	知らなかつ た	NA	合計
大阪府・子ども	361 (41.0)	493 (56.0)	26 (3.0)	880

表 44

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、子どもの悩み相談フリーダイヤルは活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	20 (4.4)	273 (60.5)	146 (32.4)	12 (2.7)	451
子ども家庭センター	9 (7.3)	64 (51.6)	48 (38.7)	3 (2.4)	124

表 45

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、子ども家庭センターは活用されていると思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	293 (65.0)	51 (11.3)	88 (19.5)	19 (4.2)	451
子ども家庭センター	79 (63.7)	5 (4.0)	24 (19.4)	16 (12.9)	124

表 46

あなたは子どもから権利ノートに書かれている内容についての苦情受付をしたことがありますか。（子ども家庭センターのみ）

	ある	ない	NA	合計
子ども家庭センター	22 (17.7)	90 (72.6)	12 (9.7)	124

表 47

子ども家庭センターのあなたの今の担当職員を知っていますか？（子どものみ）

	知っている	知らない	NA	合計
大阪府・子ども	600 (68.2)	253 (28.8)	27 (3.1)	880

表 48

あなたは今まで施設で生活していて、困ったり、不満があったりしたときに、子ども家庭センターの職員に相談しようと思ったことはありますか？（子どものみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪府・子ども	197 (22.4)	659 (74.9)	24 (2.7)	880

表 49

問14で「2）ない」と答えた人、それはどうしてですか？（MA）（N=659）（子どものみ）

	ほかにも相談する人がいるから	相談するほどのことでもないと思うから	連絡の仕方がわからないから	子ども家庭センターの職員にあつたことがないから	相談しても力になってくれないから	その他
大阪府・子ども	290 (44.0)	271 (41.1)	97 (14.7)	37 (5.6)	166 (25.2)	95 (14.4)

表 50

問16で「1）ほかにも相談する人がいるから」と答えた人は、誰に相談しますか？（MA）（N=290）（子ども）

	施設の職員	学校の先生	施設のともだち	学校のともだち	おや	親戚	きょうだい	その他
大阪府・子ども	126 (43.4)	44 (15.2)	94 (32.4)	95 (32.8)	68 (23.4)	6 (2.0)	57 (19.7)	20 (6.9)

表 51

あなたは子どもが一時保護所・施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、主に誰に相談していると思いますか。（MA）（N=451/124）（大人のみ）

	施設の職員	学校の先生	施設のともだち	学校のともだち	おや	親戚	きょうだい	子ども家庭センターの担当者	その他
大阪府・施設職員	413 (91.6)	95 (21.1)	273 (60.5)	75 (16.6)	191 (42.4)	25 (5.5)	87 (19.3)	100 (22.2)	7 (1.6)
子ども家庭センター	102 (82.3)	15 (12.1)	91 (73.4)	21 (16.9)	41 (33.1)	4 (3.2)	9 (7.3)	51 (41.1)	0 (0.0)

表 52

子どもが、一時保護所・施設生活の中で、人権侵害を受けた場合に、一時保護所や施設や子ども家庭センターの職員以外の者から構成される、府が設置する人権擁護機関（現在はない第三者機関）に連絡できるシステムを整えることは必要だと思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	164 (36.4)	37 (8.2)	161 (35.7)	89 (19.7)	451
子ども家庭センター	78 (62.9)	9 (7.3)	21 (16.9)	16 (12.9)	124

○ その他

表 53

あなたは「子どもの権利ノート」があった方がいいと思いますか？（子どものみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪府・子ども	313 (35.6)	178 (20.2)	328 (37.3)	61 (6.9)	880

表 54

あなたは、「権利ノート」による子どもの権利の主張により、対応が難しくなったと感じますか？（子どものみ）

	感じる	感じない	わからない	NA	合計
大阪府・施設職員	94 (20.8)	163 (36.1)	112 (24.8)	82 (18.2)	451
子ども家庭センター	7 (5.6)	77 (62.1)	27 (21.8)	13 (10.5)	124

【単純集計結果・大阪市】

- ※ 調査票は3種類あるが、同一調査項目については、横断的な検討を行うため、基本的に同じ表に掲載している。ただし、同一調査項目であっても、調査票間で質問文や選択肢が異なる場合等においては、必要に応じて質問文及び選択肢そのものを掲載するようにし、結果のミスリードが生じないようにした。
- ※ 調査票2種類について、集計表においては、以下のとおり標記している；大阪市所管児童養護施設・子ども用調査票：大阪市・子ども／大阪市所管児童養護施設・施設職員用調査票：大阪市・施設職員。
- ※ 表内の（ ）は回答数に占める割合（%）を示している。

○ 基本属性

表 55

子どもの性別

	男	女	NA	合計
大阪市・子ども	81 (50.0)	80 (49.4)	1 (0.6)	162

表 56

子どもの年齢

	9	10	11	12	13	14
大阪市・子ども	3 (1.9)	23 (14.2)	12 (7.4)	24 (14.8)	16 (9.9)	21 (13.0)
	15	16	17	18	NA	合計
	22 (13.6)	17 (10.5)	16 (9.9)	7 (4.3)	1 (0.6)	880

表 57

子どもの在籍状況

	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
大阪市・子ども	24 (14.8)	10 (6.2)	24 (14.8)	14 (8.6)	20 (12.3)	22 (13.6)
	高校1年生	高校2年生	高校3年生	NA	合計	
	17 (10.5)	15 (9.3)	8 (4.9)	8 (4.9)	162	

表 58

施設職員の性別

	男	女	NA	合計
大阪市・施設職員	18 (22.5)	62 (77.5)	0 (0.0)	80

表 59

施設職員の年齢（5歳区分）

	25歳未満	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳
大阪市・施設職員	11 (13.8)	31 (38.8)	12 (15.0)	8 (10.0)	7 (8.8)
	45-49歳	50歳以上	NA	合計	
	1 (1.3)	9 (11.3)	1 (1.3)	80	

表 60

施設職員の児童福祉従事経験年数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	NA	合計
大阪市・施設職員	10 (12.5)	12 (15.0)	16 (20.0)	16 (20.0)	26 (32.5)	0 (0.0)	80

表 61

施設職員の職種

	施設長	主任 児童指導員	主任 保育士	児童指導員	保育士
大阪市・施設職員	2 (2.5)	3 (3.8)	3 (3.8)	31 (38.8)	36 (45.0)
	心理職	その他	NA	合計	
	0 (0.0)	5 (6.3)	0 (0.0)	80	

○ 「施設で生活するあなたへ」の一般的周知状況

表 62

あなたは「施設で生活するあなたへ」があることを知っていますか。(子ども/大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪市・子ども	52 (32.1)	110 (67.9)	0 (0.0)	162
大阪市・施設職員	76 (95.0)	4 (5.0)	0 (0.0)	80

表 63

あなたは「施設で生活するあなたへ」を読んだことがありますか。(子ども/大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪市・子ども	44 (27.2)	118 (72.8)	0 (0.0)	162
大阪市・施設職員	69 (86.3)	11 (13.8)	0 (0.0)	80

表 64

あなたは自分の「施設で生活するあなたへ」をいつでも見ることができますか？(子ども)

あなたは「施設で生活するあなたへ」が現在手元にありますか。(大人)

	はい	いいえ	NA	合計
大阪市・子ども	22 (13.6)	139 (85.8)	1 (0.6)	162
大阪市・施設職員	42 (52.5)	37 (46.3)	1 (1.3)	80

※ 以下の集計(表 65)では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表 65

問3で「2) いいえ」と答えた人は、それはどうしてですか。(子ども/大人)

	なくした/ なくなった	もらってな い	施設の職員 にあずけた ままになっ ている	その他	NA	合計	非該当
大阪市・子ども	17 (12.2)	92 (66.2)	14 (10.1)	16 (11.5)	0 (0.0)	139	23
大阪市・施設職員	1 (1.3)	25 (31.3)	—	9 (11.3)	2 (5.4)	37	43

表 66

あなたは「施設で生活するあなたへ」を誰からもらいましたか？(子どものみ)

	施設の職員	子ども家庭 センターの 職員	もらって ない	その他	NA	合計
大阪市・子ども	47 (29.0)	9 (5.6)	104 (64.2)	2 (1.2)	0 (0.0)	162

表 67

「施設で生活するあなたへ」をもらったときに、「権利」について説明されましたか？(子どものみ)

	説明しても らった	説明しても らわなかつ た	NA	合計
大阪市・子ども	64 (39.5)	84 (51.9)	14 (8.6)	162

※ 以下の集計(表 68)では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表 68

問6で「1) 説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？(子どものみ)

	よくわか った	だいたい わかつた	あまりわ からなかつ た	全然わか らなかつた	NA	合計	非該当
大阪市・子ども	21 (32.8)	—	20 (31.3)	22 (34.4)	1 (1.6)	64	98

表 69

「施設で生活するあなたへ」をもらったときに、「施設で生活するあなたへ」について説明されましたか？(子どものみ)

	説明しても らった	説明しても らわなかつ た	NA	合計
大阪市・子ども	68 (42.0)	67 (41.4)	27 (16.7)	162

※ 以下の集計（表70）では、「合計」の数値を母数として%の算出を行っている。

表70

問8で「1）説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？（子どものみ）

	よくわかった	だいたいわかった	あまりわからなかった	全然わからなかった	NA	合計	非該当
大阪市・子ども	32 (47.1)	—	15 (22.1)	20 (29.4)	1 (1.5)	68	94

○ 研修（大人のみ）

表71

「施設で生活するあなたへ」の活用に関する研修を受けたことがありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪市・施設職員	25 (31.3)	55 (68.8)	0 (0.0)	80

表72

問7で「1）ある」と答えた人は、以下の質問に教えてください。①研修の実施主体はどこでしたか。（MA）（N=25）（大人のみ）

	主管課（市）	施設部会	勤務する施設・センター	その他
大阪市・施設職員	1 (4.0)	1 (4.0)	23 (92.0)	0 (0.0)

表73

問7で「1）ある」と答えた人は、以下の質問に教えてください。②どのような研修内容でしたか。（MA）（N=25）（大人のみ）

	権利ノートの解説	権利ノートの説明の仕方に関する演習	権利ノートに関する子どもからの質問への応答に関する演習	その他
大阪市・施設職員	24 (96.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	0 (0.0)

表74

問7で「1）ある」と答えた人は、以下の質問に教えてください。③研修は役に立ちましたか。（大人のみ）

	はい	いいえ	NA	合計
大阪市・施設職員	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25

○ 「施設で生活するあなたへ」の効果（大人のみ）

表75

「施設で生活するあなたへ」ができて、あなたは子どもとの関わりに変化がありましたか。（「施設で生活するあなたへ」の取り組み以前から実務に従事していた大人のみ）

	あった	なかった	どちらでもない	NA	合計
大阪市・施設職員	12 (15.0)	5 (6.3)	20 (25.0)	43 (53.8)	80

表76

問9（表75）で「1）あった」と答えた人は、どのような変化がありましたか。（MA）（N=12）（「施設で生活するあなたへ」の取り組み以前から実務に従事していた大人のみ）

	取り組み以前より、子どもの気持ちや悩みに耳を傾ける機会が増えた	取り組み以前より、子どもが自分の意見をはっきり言うようになった	取り組み以前より、子どもの長所によく気づくようになった	取り組み以前より、子どもがわかるようにていねいに話すようになった	取り組み以前より、子どもの生活について理解が深まった	その他
大阪市・施設職員	7 (58.3)	5 (41.7)	2 (16.7)	4 (33.3)	4 (33.3)	2 (16.7)

表77

「施設で生活するあなたへ」で施設入所の説明をすることで、あなたは子どもとの関わりに意識の変化がありましたか。(大人のみ)

	あった	なかった	どちらでもない	NA	合計
大阪市・施設職員	21 (26.3)	8 (10.0)	42 (52.5)	9 (11.3)	80

表78

問11(表77)で「1 あった」と答えた人は、どのような変化がありましたか。(MA) (N=21) (大人のみ)

	子どもの気持ちや悩みに耳を傾けるようにしている	子どもが自分の意見をはっきり言うよう配慮している	子どもの長所によく気づけるよう配慮している	子どもがわかるようにていねいに話すようにしている	子どもの生活について理解しようとしている	その他
大阪市・施設職員	11 (52.4)	13 (61.9)	5 (23.8)	12 (57.1)	6 (28.6)	1 (4.8)

○ 「施設で生活するあなたへ」記載各項目の周知状況

表79

次のようなことが「施設で生活するあなたへ」の中に書いてあることを知っていますか？(大阪市・子ども)

	知っている	知らない	NA	合計
① どうして施設で生活するのか、児童相談所の人に聞くことができる。	61 (37.7)	97 (59.9)	4 (2.5)	162
② 施設に行く前に、施設がどんなところか教えてもらえる。	65 (40.1)	92 (56.8)	5 (3.1)	162
③ みんなで気持ちよく安心してくらししていくために、きまりを守らなければならない。	118 (72.8)	39 (24.1)	5 (3.1)	162
④ どうしても納得できないきまりごとがあれば、施設の人にどうしてそのきまりができたのか聞くことができる。	73 (45.1)	85 (52.5)	4 (2.5)	162
⑤ 施設の人に、たたかれたり、立たされたりすることはない。	59 (36.4)	93 (57.4)	10 (6.2)	162
⑥ 学校の友だちの家に遊びに行ったり、友だちといっしょに遊びに行ったりできる。	119 (73.5)	40 (24.7)	3 (1.9)	162
⑦ 毎月決まったおこづかいがもらえる。	122 (75.3)	36 (22.2)	4 (2.5)	162
⑧ お父さん、お母さんなど、家族が会いに来なくなったり、家に帰ったときに困ったことが起きたら、相談に乗ってもらえる。	102 (63.0)	57 (35.2)	3 (1.9)	162

表80

次のようなことが「施設で生活するあなたへ」の中に書いてあることを知っていますか？(大阪市・施設職員)

	知っている	知らない	NA	合計
① どうして施設で生活するのか、児童福祉司に聞くことができる。	70 (87.5)	8 (10.0)	2 (2.5)	80
② 施設に行く前に、施設がどんなところか教えてもらえる。	76 (95.0)	2 (2.5)	2 (2.5)	80
③ みんなで気持ちよく安心してくらししていくために、きまりを守らなければならない。	74 (92.5)	4 (5.0)	2 (2.5)	80
④ どうしても納得できないきまりごとがあれば、施設の人にどうしてそのきまりができたのか聞くことができる。	73 (91.3)	5 (6.3)	2 (2.5)	80
⑤ 施設の職員に、たたかれたり、立たされたりすることはない。	70 (87.5)	6 (7.5)	4 (5.0)	80
⑥ 学校の友だちの家に遊びに行ったり、友だちといっしょに遊びに行ったりできる。	71 (88.8)	6 (7.5)	3 (3.8)	80
⑦ 毎月決まったお小遣いがもらえる。	73 (91.3)	4 (5.0)	3 (3.8)	80
⑧ 家族が会いに来なくなったり、家に帰ったときに困ったことが起きたら、相談に乗ってもらえる。	75 (93.8)	2 (2.5)	3 (3.8)	80

○ 「施設で生活するあなたへ」記載各項目の遵守状況

表 81

施設の中で、前の質問（表 79）で聞いた「施設で生活するあなたへ」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか？（大阪市・子ども）

	守られている	守られていない	わからない	NA	合計
① どうして施設で生活するのか、児童相談所の人に聞くことができる。	55 (34.0)	8 (4.9)	98 (60.5)	1 (0.6)	162
② 施設に行く前に、施設がどんなところか教えてもらえる。	62 (38.3)	10 (6.2)	87 (53.7)	3 (1.9)	162
③ みんなで気持ちよく安心してくらししていくために、きまりを守らなければならない。	101 (62.3)	18 (11.1)	41 (25.3)	2 (1.2)	162
④ どうしても納得できないきまりごとがあれば、施設の人にどうしてそのきまりができたのか聞くことができる。	70 (43.2)	10 (6.2)	80 (49.4)	2 (1.2)	162
⑤ 施設の中で、たたかれたり、立たされたりすることはない。	40 (24.7)	53 (32.7)	64 (39.5)	5 (3.1)	162
⑥ 学校の友だちの家に遊びに行ったり、友だちといっしょに遊びに行ったりできる。	110 (67.9)	16 (9.9)	33 (20.4)	3 (1.9)	162
⑦ 毎月決まったおこづかいがもらえる。	130 (80.2)	3 (1.9)	27 (16.7)	2 (1.2)	162
⑧ お父さん、お母さんなど、家族が会いに来なくなったり、家に帰ったときに困ったことが起きたら、相談に乗ってもらえる。	89 (54.9)	9 (5.6)	60 (37.0)	4 (2.5)	162

表 82

あなたが勤務する施設では、前の問 13（表 80）で聞いた「施設で生活するあなたへ」に書いてあることが守られていると思いますか。（大阪市・施設職員）

	よく守られている	時々守られていないことがある	あまり守られていない	わからない	NA	合計
① 子どもはどうして施設で生活するのか、児童福祉司に聞くことができる。	54 (67.5)	7 (8.8)	2 (2.5)	13 (16.3)	4 (5.0)	80
② 子どもは施設に行く前に、施設がどんなところか教えてもらえる。	54 (67.5)	7 (8.8)	1 (1.3)	14 (17.5)	3 (3.8)	80
③ 子どもはみんな気持ちよく安心してくらしっていくために、決まりを守らなければならない。	38 (47.5)	32 (40.0)	5 (6.3)	2 (2.5)	3 (3.8)	80
④ 子どもはどうしても納得できないきまりごとがあれば、施設の人にどうしてその決まりができたのか聞くことができる。	61 (76.3)	11 (13.8)	2 (2.5)	3 (3.8)	3 (3.8)	80
⑤ 子どもは、施設の職員に、たたかれたり、立たされたりすることはない。	36 (45.0)	37 (46.3)	0 (0.0)	4 (5.0)	3 (3.8)	80
⑥ 学校の友達の家に行ったり、友だちといっしょに遊びに行ったりできる。	64 (80.0)	10 (12.5)	1 (1.3)	1 (1.3)	4 (5.0)	80
⑦ 毎月決まったお小遣いがもらえる。	77 (96.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	2 (2.5)	80
⑧ 子どもは家族が会いに来なくなったり、家に帰ったときに困ったことが起きたら、相談に乗ってもらえる。	73 (91.3)	2 (2.5)	0 (0.0)	1 (1.3)	4 (5.0)	80

○ 権利擁護システム

表 83

あなたの職場が、「施設で生活するあなたへ」の趣旨をふまえた取組みを新たに行ったり、これまでの取組みの内容を強化したりしたことはありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪市・施設職員	17 (21.3)	50 (62.5)	13 (16.3)	80

表 84

あなた自身が、「施設で生活するあなたへ」の趣旨をふまえた取組みを新たに行ったり、これまでの取組みの内容を強化したりしたことはありますか。（大人のみ）

	ある	ない	NA	合計
大阪市・施設職員	13 (16.3)	55 (68.8)	12 (15.0)	80

表 85

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、意見箱は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	設置して ない	NA	合計
大阪市・施設職員	6 (7.5)	14 (17.5)	19 (23.8)	34 (42.5)	7 (8.8)	80

表 86

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、第三者委員を入れた第三者委員会は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	設置して ない	NA	合計
大阪市・施設職員	22 (27.5)	11 (13.8)	37 (46.3)	3 (3.8)	7 (8.8)	80

表 87

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、社会福祉協議会の適正化委員会は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	2 (2.5)	25 (31.3)	47 (58.8)	6 (7.5)	80

表 88

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、苦情対応は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	36 (45.0)	3 (3.8)	34 (42.5)	7 (8.8)	80

表 89

困ったことがあったら、児童相談所に電話で相談できることを知っていますか？(子どものみ)

	知っている	知らない	NA	合計
大阪市・子ども	53 (32.7)	105 (64.8)	4 (2.5)	162

表 90

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、「施設で生活しているあなたへ」に書いてある児童相談所の電話番号は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	6 (7.5)	48 (60.0)	22 (27.5)	4 (5.0)	80

表 91

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、児童相談所は活用されていると思いますか。(大人のみ)

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	54 (67.5)	10 (12.5)	11 (13.8)	5 (6.3)	80

表 92

児童相談所のあなたの今の担当職員を知っていますか？(子どものみ)

	知っている	知らない	NA	合計
大阪市・子ども	58 (35.8)	98 (60.5)	6 (3.7)	162

表 93

あなたは今まで施設で生活していて、困ったり、不満があったりしたときに、児童相談所の職員に相談しようと思ったことはありますか？(子どものみ)

	ある	ない	NA	合計
大阪市・子ども	16 (9.9)	144 (88.9)	2 (1.2)	162

表 94

問14で「2) ない」と答えた人、それはどうしてですか？(NA) (N=144) (子どものみ)

	ほかにも相談 する人がい るから	相談するほ どのこと でもないと思 うから	連絡のしか たがわから ないから	児童相談所 の職員に会 ったことが ないから	相談しても 力になって くれると思 われないから	その他
大阪市・子ども	72 (50.0)	52 (36.1)	27 (18.8)	23 (16.0)	31 (21.5)	17 (11.8)

表 95

問16で「1）ほかに相談する人がいるから」と答えた人は、誰に相談しますか？（MA）（N=72）（子どものみ）

	施設の職員	学校の先生	施設のとも だち	学校のとも だち	おや	しんせき	きょうだい	その他
大阪市・子ども	40 (55.6)	8 (11.1)	24 (33.3)	28 (38.9)	23 (31.9)	5 (6.9)	13 (18.1)	10 (13.9)

表 96

あなたは子どもが施設で生活していて、困ったり、不満があったりした場合、主に誰に相談していると思いますか。（MA）（N=80）（大人のみ）

	施設の職員	学校の先生	施設の友達	学校の友達	親	親戚	兄弟姉妹	児童相談所の担当者	その他
大阪市・施設職員	71 (88.8)	13 (16.3)	62 (77.5)	30 (37.5)	33 (41.3)	4 (5.0)	18 (22.5)	11 (13.8)	0 (0.0)

表 97

子どもが、一時保護所・施設生活の中で、人権侵害を受けた場合に、施設や子ども家庭センターの職員以外の者から構成される、市が設置する人権擁護機関（現在はない第三者機関）に連絡できるシステムを整えることは必要だと思いますか。（大人のみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	41 (51.3)	12 (15.0)	22 (27.5)	5 (6.3)	80

○ その他

表 98

あなたは「施設で生活するあなたへ」があった方がいいと思いますか？（子どものみ）

	思う	思わない	わからない	NA	合計
大阪市・子ども	63 (38.9)	16 (9.9)	76 (46.9)	7 (4.3)	162

表 99

あなたは、「施設で生活するあなたへ」による子どもの権利の主張により、対応が難しくなると感じますか？（子どものみ）

	感じる	感じない	わからない	NA	合計
大阪市・施設職員	13 (16.3)	42 (52.5)	21 (26.3)	4 (5.0)	80

【主たる自由回答記述一覧・大阪府】

<子ども>

◆問4：子どもの権利ノートをいつでもみられない理由

- ・読めない字があるから (7歳女)
- ・分からない (8歳男)
- ・分からない (10歳男)
- ・知らない。(10歳女)
- ・ない (10歳女)
- ・友達に切られた。(11歳男)
- ・読む気が無い (11歳男)
- ・もらったことを忘れていた。(11歳男)
- ・読む暇がない。(11歳女)
- ・知らないから。(11歳女)
- ・知らない (11歳女)
- ・誰かが預かっている (センターの人)。(12歳女)
- ・信じがたいものがあるから。(12歳女)
- ・家においてある。(12歳男)
- ・破った。(12歳男)
- ・読んでいない。(12歳男)
- ・どこにあるか分からない。(12歳男)
- ・探せばある。(13歳男)
- ・読む気がない。(13歳女)
- ・見れるかどうか分からない。(13歳男)
- ・あまり思いつかない。(13歳男)
- ・職員になくされた。(13歳女)
- ・読むのが面倒くさい。(14歳男)
- ・読む気が無い。(14歳男)
- ・捨てた。(14歳女)
- ・見るのがめんどくさい (14歳女)
- ・捨てた。(15歳女)
- ・毎日見る気はないから。(15歳男)
- ・いらぬ (15歳男)
- ・あんまり読まないから。(16歳女)
- ・読んだけど、意味が分からなかったから (16歳女)
- ・自分でもってないからよめない。(16歳女)
- ・職員から聞けるから。(17歳男)
- ・覚えていない (17歳女)
- ・ほっといた (17歳男)
- ・別に見なくてもいいと思うから。(17歳男)
- ・部屋にあると思うが、どこにあるか分からない。(18歳女)
- ・いらぬと思って捨てた。(19歳女)

◆問5：子どもの権利ノートを誰からもらったか

- ・友達 (7歳女)
- ・誰にももらっていない。(10歳男)
- ・ない (10歳女)
- ・施設 (11歳女)
- ・いつの間にかあった。(12歳女)
- ・気づいたらあった。(12歳女)
- ・大人からもらった。(12歳男)
- ・担当 (13歳男)
- ・棚に入ってた。(14歳女)
- ・乳児院の人から (15歳女)
- ・気づいたらあった。(15歳男)

◆問15：施設で生活していて、困ったこと、不満があったりしたときに、子ども家庭センターの職員に相談しようと思ったことが「ある」場合、その内容

- ・小学校について。(6歳男)

- ・園の友達の事。(7歳女)
- ・怖い。(7歳女)
- ・いつもいじめられたとき。(7歳女)
- ・おちよくれた時。叩かれた時。おやつをちょうだいと言われてたとき。(8歳男)
- ・どうして家にかえれないのか。家族が連絡をくれない。(9歳女)
- ・いじめられたとき (9歳男)
- ・年上の人にたたかれたりした時。(9歳男)
- ・教えられない。(9歳女)
- ・たたいたりした時に泣いてもちゃんとお姉さんに言うことができない。(10歳男)
- ・いじめられている。(10歳男)
- ・いじめが多い。(10歳男)
- ・みんなにいじめられた。時々家族に会いたいと思う。(10歳女)
- ・お母さんが元気であるかなど色々聞く。(10歳男)
- ・いじめられるのが嫌。不安なことがある。(10歳女)
- ・おばあちゃんが物をとっていたこと。(10歳女)
- ・いつになったら帰れるか。(10歳男)
- ・早く家に帰りたい。(10歳女)
- ・お母さんが今どこにいるかを聞きたい。(10歳女)
- ・いつ家にかえられるか。(10歳女)
- ・退所したい。(10歳男)
- ・もっといろんな所へいきたい。沖縄とか。先生がうざい。(10歳女)
- ・とうさんに会えるかどうか。(10歳男)
- ・年下の子にちょっかい出されたりおちよられるのを相談したい。(10歳男)
- ・自分の年下の子にちょっかいだされたりすることを相談したい。(10歳男)
- ・お父さんのこと。引き取りのこと。(10歳男)
- ・お父さんの事を相談する。(10歳女)
- ・いつ出て行けるか。(10歳女)
- ・早く施設を出たい。早くお母さんに会いたい。施設はいらぬ。権利ノートに書いてあるのに幸せ出ないと思う。(10歳女)
- ・学校の友達に私の気にしていることを言われたりしたら相談しようとしたことがある。(10歳女)
- ・父、母のこと。(10歳男)
- ・色々 (10歳男)
- ・兄のこと。(10歳男)
- ・影口を言われたり、はみごにされること。(10歳女)
- ・分からない。(10歳女)
- ・話しているだけ。(10歳男)
- ・ばしりにされてること。(11歳女)
- ・家の物を持ってきてなくなるか。(11歳男)
- ・悪口を言われる。みんなに悪口を言いふらして無視される。(11歳女)
- ・早く帰りたい。服がない。遊びにお金が使えない。遊ぶ時間が少ない。寝る時間が早い。冬は二日に一回しか風呂に入っていないから学校でできないと言われる。(11歳女)
- ・物をとられたりして嫌なことや学校でいじめられていること。(11歳男)
- ・早くやめたい。(11歳男)
- ・早く帰りたい。あんまり家から物を持って帰ってきたらダメ。もっと遊ぶ時間を長くして欲しい。寝る時間をもっと遅くして欲しい。風呂にいっぱい入りたい。私だけ職員にきつく言われる(私が弱いからだと思う)。(11歳女)
- ・いじめられたこと。お母さんがいつくるのか。(11歳男)
- ・いじめられたから。(11歳男)
- ・早く学園をやめたい。学校でいじめられてるのに何もいつくれない。(11歳女)

- ・何故退所できないのか。(11歳男)
- ・施設にいつまでいるのか。(11歳男)
- ・学校でのいじめ。(11歳女)
- ・叩かれたり、悪口など色々やられたことで。(11歳女)
- ・先生が相談にのってくれない。(11歳女)
- ・学校のこと。友達関係のことなど。(11歳女)
- ・引き取りについて(11歳男)
- ・上の子にパシラされること。(11歳女)
- ・先生がものにあたる(11歳男)
- ・上の人に殴られたりたたかれたりした時(11歳男)
- ・いじめられたときは言う。(11歳男)
- ・うんこがでない。(11歳女)
- ・もう解決したからいい。(11歳女)
- ・嫌なこと。学校のこと。ホームのこといろいろ。(11歳女)
- ・言えない(11歳男)
- ・いじめのことなど。(11歳女)
- ・いじめられたり、前に友達が縄跳び記録会の時に押してきたからそのことを言おうと思った。(11歳女)
- ・家のことで不満があって、耐えられなくなったとき。(12歳女)
- ・ここが嫌っていうところ。(12歳女)
- ・友達のこと。(12歳男)
- ・色々なこと。思っていないけど、なんとなく相談した。(12歳女)
- ・なんでお父さんとお母さんがいないのか。(12歳男)
- ・家のこととか親のこと。(12歳女)
- ・けんか。家に帰りたい。(12歳男)
- ・学校のこと。(12歳女)
- ・なんで学園で生活するようになったか。(12歳女)
- ・今は言えない。(12歳女)
- ・先生たちはすぐに怒るから嫌。友達に電話したくても理由を言わなくてはいけない。子どもの大切なものをなくす先生がいる。(12歳女)
- ・学園の先生のひいきのこと。学校のこと。(12歳女)
- ・親の居場所。これからのこと。(12歳女)
- ・むかついたこと。お母さんのこと。(12歳女)
- ・寮のこと。家のこと。(12歳女)
- ・朝うるさいと夜中おきてもお茶がない。(12歳男)
- ・いじめられる事。なかなか眠れないから相談した。(12歳男)
- ・学校のこと。お父さんのこと。園のこと。(12歳女)
- ・物がなくなったりしたときとか、悪口を言われるときに。(12歳女)
- ・家のこと。(12歳男)
- ・先生がすぐ切れだす。それと嫌なこと。(12歳女)
- ・友達のことを話したり、中学にいきたくないとかの話。(12歳女)
- ・友達がうざい(12歳男)
- ・いつ父親と暮らせるか。(12歳男)
- ・忘れた(12歳男)
- ・家の事情(12歳男)
- ・“辛い。苦しい。もうこんな人生がいや。死にたい。母も父も先生も私のことを全然分かってくれない。学校でいじめられても知らん顔して。いつかきつと殺してやる。お願い助けて。”(13歳女)
- ・相談しても意味がない。(13歳男)
- ・いじめられること。(13歳女)
- ・いじめの話(13歳男)
- ・家に帰りたい。(13歳男)
- ・家に帰りたい。(13歳男)
- ・色々なこと。(13歳女)
- ・家族のこと、いつやめられるか。(13歳女)
- ・教えたくないこと。(13歳男)
- ・いじめがなくなる。家に帰れるよにして欲しい。(13歳男)
- ・友達のこと。親のこと。(13歳女)
- ・施設のことや家のこと。(13歳女)
- ・外食、外泊がいつできるのか。でも、ぐずぐずしてああんまりはっきり言ってくれなかったので、私も母もキレ気味でした。はっきり言っとうざかったです。(13歳女)
- ・ストレスがたまっよくあたってしまう(学園でのストレス)。(13歳女)
- ・お父さんといつ会えるか。(13歳女)
- ・色々(13歳女)
- ・家庭関係のこと。母のこと。(13歳男)
- ・色々なこと。家について。(13歳女)
- ・色々(13歳男)
- ・言いたくない(13歳女)
- ・“どうして施設移動をさせてくれないのか。施設のなかでたたかれたり、けられたりしていることを知って欲しい。”(14歳女)
- ・人間関係。(14歳男)
- ・色々なこと(14歳女)
- ・家のこと。(14歳女)
- ・上下関係のこと。家のこと。(14歳女)
- ・家のこと。(14歳女)
- ・家に帰りたい。(14歳男)
- ・いろいろ学校のこと、学園のこと。内容は書くとながくなるからいい。(14歳男)
- ・今の部屋がかなりいやです。あと、かなりの物がパクられるし、とられるし、物とか勝手に使われるし楽しくないです。えこひいきする」先生がいる。(14歳女)
- ・いじめ、物が取られる、パシラなど。(14歳女)
- ・家のこととか学校のこと。(14歳女)
- ・お母さんをさがせるかどうか。(14歳女)
- ・お父さんに会いたい。お父さんに電話したい。(14歳女)
- ・自分がされて嫌なことや、自分が悪いことをしてしまったとき。(14歳女)
- ・忘れた(14歳男)
- ・たまにウザいって思うことがあるから早くやめたいことを相談したかったのだ。(14歳女)
- ・学校のこと(14歳男)
- ・いつまでセンターにいられるか。でも、センターの人は答えてくれない。(14歳女)
- ・色々(14歳男)
- ・いろいろなこと。(14歳男)
- ・色々(14歳男)
- ・あまり意味のないこと。(14歳男)
- ・家のこと。(14歳女)
- ・秘密(14歳女)
- ・色々なこと。(15歳女)
- ・色々なこと。(15歳男)
- ・家から持ってきて欲しいものを持ってきて欲しい。(15歳男)
- ・先生に対しての不満。遊びにいきたいのに無理って言われたりする。愚痴。携帯は何故だめなのか。学校のこと。(15歳女)
- ・進路や寄り道とか困ったことを言った。自分が高校に合格できるか相談している。(15歳男)
- ・殴られないようにして欲しい。(15歳男)
- ・中学生のお小遣いが少ない。ご飯がおいしくない。(15歳男)
- ・いじめやけんかが多い。どうしたらやめられるのか。(15歳男)
- ・服を持ってきて欲しい。(15歳男)
- ・職員の暴力について。(15歳男)
- ・施設の先生に言えないこと。(15歳女)
- ・施設での不満。先生とのけんか。(15歳男)

- ・色々なこと。(15歳男)
- ・学園ってうざい。つぶしてほしい。(15歳男)
- ・家のこと。(15歳女)
- ・早く学園から出たい。(15歳女)
- ・いつ家に帰れるのか。(15歳男)
- ・親と住むこと(15歳女)
- ・好きな人のこと。(15歳男)
- ・いろいろなことをいった。(15歳女)
- ・言えない。(15歳男)
- ・家に帰りたい。(15歳女)
- ・職員とのめごと。(16歳男)
- ・携帯を持ちたい。帰省したい。先生にやめて欲しい。(16歳男)
- ・いつ家に帰ったり、友達と遊んだりできるか。(16歳男)
- ・色んな物が取られたり、施設で生活するのがしんどい。(16歳女)
- ・自分が困ったとき。(16歳男)
- ・家族のことで「会いたい」とか「電話したい」など。高校へ入る前は、どの高校にするか、これからの生活について話しました。(16歳女)
- ・ものがよくなる事やお金とかがなくなっている事がよくある。早く出て行きたい。(16歳女)
- ・いついえにかえられるか。(16歳女)
- ・自分の人生、生活(16歳男)
- ・いろいろなこと。(16歳男)
- ・色々(16歳男)
- ・“家に帰れるか。本当のことを言いたい。(17歳女)
- ・施設のひととの生活について。(17歳女)
- ・家に帰りたい。これからのことについて。学園の生活について。(17歳女)
- ・色々なこと。(17歳女)
- ・親のこと。(17歳男)
- ・先生たちがあずかったものをなくされた。足がいたいのにほっといたら治ると病院へつれてってもらえなかった。10日後病院へいったら骨折していた。そしたら、笑って馬鹿にされた。健康な大人は信用できない。(17歳女)
- ・勉強について。施設の先生とけんかしてしまったときのこと。いつセンターの先生がくるのか。学校の生活(友達)。施設の先生について。(17歳男)
- ・人間関係のこと。(17歳女)
- ・言えない。(17歳男)
- ・いろいろ。(17歳男)
- ・いやなことがあったとき。(17歳男)
- ・人生また命について。(18歳男)
- ・園を出た後どうしようか。など。(18歳女)
- ・親のことや将来のこと。(18歳女)
- ・家庭関係のこと。母のこと。(18歳男)

◆問16:子ども家庭センターの職員に相談しようと思わなかった理由

- ・近くにいないから(8歳男)
- ・先生が分からないから。(10歳女)
- ・したくない相談だから。(10歳女)
- ・困ったり不安がない。(10歳女)
- ・言いたくないから。(10歳女)
- ・分からない(10歳男)
- ・知らない(10歳男)
- ・恥ずかしいから相談しない。(10歳女)
- ・施設のことが信じられないから(親以外のこと)。(11歳女)
- ・一回しか会ったことがないから。(11歳女)
- ・言ってもどうにもならない。(11歳男)

- ・先生に怒られるとおもったから(11歳女)
- ・うざいから(12歳男)
- ・そこまでの関係じゃないから。(12歳女)
- ・頼りなさそうだから。(12歳女)
- ・価値観があわないから別に相談に乗ってもらわなくてもいい。(12歳女)
- ・相談したくない。(12歳女)
- ・役にたたないから。(13歳女)
- ・しゃべりにくいから。(13歳女)
- ・何もしてくれない。頼りにならない。(13歳女)
- ・あんまり解決にならないと思うから。(13歳女)
- ・その時だけだと思うから。(13歳女)
- ・誰かに言ったら情報が漏れる。(13歳女)
- ・信用がないから(13歳女)
- ・相談しづらいから。(14歳女)
- ・センターの人が頼りにならない。(14歳女)
- ・きらいだから。(14歳女)
- ・話すだけでストレスがたまるから。(14歳女)
- ・ほとんど会うことがない。(14歳男)
- ・まず施設の職員から(14歳男)
- ・意味がない。(15歳男)
- ・人類という種類が信じられない。(15歳男)
- ・しゃべりにくいから。(15歳女)
- ・しつこく聞かれそうだから。(15歳男)
- ・なんとなくいやだったから。(15歳女)
- ・相談して意味があるのか?(15歳女)
- ・合わない。頼りなさ過ぎて相談なんてできない。(15歳女)
- ・わざわざ会って話すのはめんどくさい。(15歳女)
- ・意味ないから(15歳女)
- ・家庭センターのことは知らなかった。(15歳男)
- ・うざいから。(15歳男)
- ・“不満はあるが話そうと思えない。”(16歳女)
- ・頼りにならない。信用できない。何も解決しない。(16歳女)
- ・相談しようと思わない。(16歳女)
- ・子ども家庭センターの職員を知らない。(16歳女)
- ・相談する時間が自分にない。(16歳男)
- ・彼氏以外信用できない。(17歳女)
- ・相談してもどうにもならないと思うから。(17歳女)
- ・相談して力になってくれる人がいるから。(17歳男)
- ・信じられないから。(17歳女)
- ・赤の他人にそこまで協力できるとは思わない。(17歳女)
- ・誰かしらない人に相談しても意味がない。(17歳女)
- ・言わない。(17歳男)
- ・担当の人と自分があわないから。(17歳女)
- ・あまり役にたたないから。(18歳女)
- ・あんまり会う機会がない。(18歳男)
- ・相談しても動いてくれない。(18歳女)
- ・知らない人に話しても意味がないと思うから(18歳女)
- ・自分の味方って相対ないから。(19歳女)

◆問17・問18:「ほかに相談する人がいるから」と回答した子どもの相談相手および相談内容

<相談相手>

- ・言いたくない(10歳女)
- ・人形のファービー。(11歳女)
- ・秘密にしてくれる友達(12歳女)
- ・分からない(12歳女)
- ・元担任(14歳女)
- ・しようと思ったが、相談する人がいない。(14歳男)
- ・元施設にいた友達(15歳女)

- ・天国のおじいちゃんと地獄の友達（15歳男）
- ・施設を退職した先生（17歳女）
- ・特定の職員（一人だけ）。（17歳女）

<相談内容>

- ・人形ブーさん、ファービーなど
- ・施設のことやけんかのこと。
- ・自分が困っているときの相談をする。
- ・生活のこと。
- ・色々なこと。
- ・恋愛の悩みなど
- ・家のこと、友達のこと、恋愛。
- ・人間関係。学校（進路）。
- ・俺も一般人になりたい。ひいきされたくない。家族に入れて欲しい。
- ・学校のこと。将来のこと。今の状況など。
- ・家族のこと。施設のこと。先生のこと。悩んでいること。全部。

◆問20：子どもの権利ノートに書いていないことで権利だと思うことについて

- ・人のことを殴ってはならない。人の物を盗まない。ご飯を食べる。息をする。（9歳女）
- ・自分でわかっていなかったときには園の先生とお話ができる事。（9歳女）
- ・色々（9歳男）
- ・我慢をしないを書いたほうがよい。（9歳女）
- ・あまりけんかをせずに、みんなが仲良くできること（10歳女）
- ・一時保護中の子どもでも先生が勉強を教えた方がよい。（10歳男）
- ・食べ物のこととかをいっぱい入れて欲しい。（10歳男）
- ・早く施設を出たい。家に帰りたい。（10歳女）
- ・どうして子どもの権利ノートがあるのかと思う。（10歳女）
- ・いじめられたりしない。（10歳女）
- ・トイレに行きたい時は我慢しないで先生に言って行ったほうが良い。一人にして欲しいときは一人になればいい。（10歳女）
- ・いじめ、リンチ（10歳女）
- ・外で遊ぶ。（11歳男）
- ・物がいっぱいとられている。（11歳男）
- ・うそつかない。（11歳女）
- ・すぐに部屋替えをするから嫌。友達と一緒にいるなど言ってくるから嫌。学校でいじめられるから嫌。たたかないで欲しい。秘密ごとは守って欲しい。部屋に勝手に入らないで欲しい。（11歳女）
- ・体を守る。（11歳男）
- ・すぐ部屋替えをする（嫌な人となったら嫌だし、好きな人となったら部屋替えをしないでいい）。（11歳女）
- ・自分のやりたいことをやらせて欲しい。（11歳男）
- ・自分のものを取られたり壊されたりしたくない。（11歳女）
- ・何で携帯を持ってないか。（11歳女）
- ・小遣いを増やして欲しい。（11歳男）
- ・先生がけちすぎる。声がでかい。（11歳男）
- ・人の心を傷つけることは絶対に許さない。自分が思ってもだめなことは口に出さない。（11歳女）
- ・学校に行く権利（11歳男）
- ・小遣いを一ヶ月に1,000円にして欲しい。（11歳男）
- ・本当に守れると思うものを書いて欲しい。（11歳女）
- ・やらなければならないときはやらなきゃいけない。やりたくないと思ってもやらなければならないときはやらなければいけない。（11歳女）
- ・ルールがきつい。電話しても良いはずなのに、私だけできない。（12歳女）

- ・困ったことや嫌なこと。（12歳女）
- ・子どもに文句を言わない。（12歳男）
- ・うざいやつを泣かす権利。（12歳男）
- ・先生が施設のルールを勝手に作って私たちがルールをやぶって怒られる。ルールを勝手に作るのはおかしい。自分の人生は自分で決める。これは自分の権利だと思う。（12歳女）
- ・先生に預けたものがなくなるのでやめて欲しい。子どもから自由を奪わないで欲しい。先生から先生へ報告口しないで欲しい。ささいなことで怒らないで欲しい。（12歳女）
- ・遊ぶ権利。（12歳男）
- ・職員キモイ。あんまりなにも聞いてくれない。たまに無視する。自由がない。（12歳女）
- ・暴力を振るわないと思う権利。（12歳男）
- ・男と遊んでるときみんなにラブラブといわれる。（男たらしと言われる。）（12歳女）
- ・不滅。金ふやせ（12歳男）
- ・小遣いふやして。金をいくらでも出して。部屋にはいるな。（12歳男）
- ・小遣いふやして。（12歳男）
- ・子どもの権利があると思う。（12歳女）
- ・子どもの主張を先生がちゃんと聞いて欲しい。（12歳女）
- ・権利ノートってどんな人かなと思う。（12歳女）
- ・一日につきこずかいが1,000円、友達がうざい、家に帰りたい。（12歳男）
- ・特に権利ノートはみないからない。（12歳女）
- ・職探しの手伝い（12歳男）
- ・家の人を選ぶ権利。（13歳女）
- ・学校へ行く権利。人と遊ぶ権利。家族と会う権利。（13歳女）
- ・血がつかなくなって、机を勝手に空けて欲しくない。そこには、自分の秘密とかも入っていてそれまで見られてしまう。この世の人全て死ねばいい。お母さんも先生も友達もみんな。（13歳女）
- ・自分的に権利はない。（13歳女）
- ・自分の嫌なことを先生に伝えても力になってくれない。子どもの言うことにも耳を向けて欲しい。子どもには、「しっかり想いを聞いてもらう権利」があると思う。（13歳女）
- ・今の時代の子どもはほとんど携帯を持っているから自分も施設で持ちたい。（13歳女）
- ・携帯が持ちたいの抗議に対して無理の一言しかない。何故無理なのかを説明して欲しい。（13歳男）
- ・なくして欲しい。（13歳男）
- ・買い物やゲームを自由にやる。（13歳男）
- ・自分がやりたいことを自由にやらせて欲しい。（13歳女）
- ・自分の心。正しいと思う心。自分の意見。（13歳女）
- ・いじめがない権利が欲しい。（13歳男）
- ・絶対殴らない。（13歳男）
- ・自由を縛る権利なんてないと思う。もうちょっと安心してほしい。（13歳女）
- ・みんな平等に扱って欲しい。（13歳女）
- ・ひいきすること。（13歳女）
- ・髪の毛を染める。（13歳男）
- ・障害者の差別。暴力、暴言。（13歳女）
- ・自由！（13歳女）
- ・いつでも、園長に話ができるようにして欲しい。（13歳男）
- ・漫画とか買って片付けること。門限をもうちょっと長くしてください。（13歳女）
- ・もっと子どものことを知ってほしい。（13歳男）
- ・小遣い少なすぎだから。（13歳女）
- ・お金が自己管理でも良いと思う。（13歳男）
- ・恋愛は自由だ。（13歳男）

- ・外出を自由にできる。普通の家に近い生活ができる。(14歳男)
- ・けんかがある。小学生同士が多い。(14歳男)
- ・髪の毛を切りにいったり、服を買うお金を出してもらうことができる。(14歳男)
- ・自由(14歳男)
- ・自由に楽しく過ごしたい。(14歳男)
- ・恋愛は自由だ(14歳男)
- ・生きる(14歳男)
- ・いじめをされて訴える権利。(14歳男)
- ・自分で金を管理する権利(14歳女)
- ・なんで自分で施設を選べないのか。(15歳女)
- ・子どもの意見を尊重すること。(15歳女)
- ・私はここの生活が良いと思う。(15歳女)
- ・遊びにいく時に先生にダメと言われるからそれを無くして欲しい。携帯を持たせて欲しい。子どもの自由が奪われている。子どもの意見をちゃんと聞いて欲しい。子どもの傷つくようなことは言わないで欲しい。勉強のことでプレッシャーやストレスを与えないで欲しい。(15歳女)
- ・職員は子どもに対して侮辱しないこと。(15歳男)
- ・友達と遊びにいくときは自由に遊びにいける。自分の小遣いは自由に使える。服装がどんな格好でも先生に文句を言われたい。年々ルールが厳しくならない。(15歳女)
- ・夜遅く帰っても良いこと。どこか遠くへ行って良いこと。余計な心配しなくても大丈夫だから自由な権利が欲しい。(15歳男)
- ・遊びにいくこと(相談なし)。行き先の報告は必要ない。自由に買い物をしたい。(15歳男)
- ・人間は皆平等であり生きる権利を有する。人間は近代的な生活をする権利を有する。子どもは犯罪を犯さないどんな行為をもよい権利を有する。(15歳男)
- ・子どもは遊んでいいが物を壊してはいけない。貸し借りをしても良いがなくしたり壊してはいけない。(15歳男)
- ・ご飯をおいしくして欲しい。(15歳男)
- ・施設で暮らすのではなくて本当の親と暮らせるようにして欲しい。(15歳男)
- ・全世界の大人に宣戦布告する。(15歳男)
- ・夢を持たしてもらおう。(15歳女)
- ・読んだ事がないので分からない。(15歳女)
- ・施設の子どもたちは皆同じようにさびしいのだから、担当の先生は子ども達に平等に接しなければならないと思う。だから、子どもは職員に平等に扱ってもらえる権利があると思う。(15歳女)
- ・秘密主義。(15歳女)
- ・今までどうりでいいと思う。(15歳男)
- ・先生があずからないと自分でお金を持ちたい。先生の態度(15歳女)
- ・高校生だから自分でルールを決めさせて欲しい。(16歳女)
- ・子ども同士の話を先生が無理やり聞き出すのは嫌。(16歳男)
- ・どうせ守れないのだから意味がないと思う。(16歳女)
- ・いくら職員といっても言っても良いことと悪いことを考えて欲しい。(16歳男)
- ・小遣いを増やして欲しい。(16歳男)
- ・もっと遊びたい。(16歳女)
- ・プライバシーを守る。門限を高校になったら少し長くして欲しい。(16歳男)
- ・生存権(16歳男)
- ・小遣いを自分では持つてはいけないが、高校生になったら自分で小遣いを持っていいと思う。自分で持つ権利があると思う。(17歳女)
- ・自分の意見を発言できる。(17歳女)
- ・“各施設に子どもの権利ノートに書いてある内容をポスターにして貼って欲しい。”(17歳男)

- ・マヨネーズを食べる権利が欲しい。(17歳男)
- ・自分のやりたいことは、できるだけ聞いてもらえる。まず、子どもの気持ちを考える。(17歳女)
- ・当然のことが書いてあるからなんとも思わない。(17歳男)
- ・子どもの意見が尊重される。もっと耳を傾けて欲しい。(17歳男)
- ・全部(17歳男)
- ・施設の先生が自分の意見を聞いてくれない。もっと、楽しい施設にしたい。先生たちがもっと子どものことを分かってあげたほうが良いと思う。先生がより好みすぎ。先生は気分屋。(17歳女)
- ・休みの日ぐらい自分たちの好きなことをさせてほしい。いやなこと無理やりさせて、私たちの自由な時間を奪わないでほしい。(17歳女)
- ・門限を守っているのにいちいちプライベートをあばこうとするのはおかしいと思う。(17歳女)
- ・ちゃんとノートを見せて意味を教えたほうがいい。(17歳男)
- ・人の心を傷つけることを許さない。自分が思っていることでも悪いことは口に出さない。(17歳女)
- ・友人宅に外泊する権利(18歳女)
- ・年下だからといってこき使ったり、パシリにする、「反発しないから、いやがらせ」などを受ける必要がない。みんなが、その人と一緒にいたくないと思ったら、大人はその人を追い出す準備をすべき。(19歳女)

◆問21：子どもの権利ノートについて思うこと

- ・絵がかわいかった。(7歳女)
- ・大きな絵を書いて欲しい。絵をいっぱい書いて欲しい。(8歳男)
- ・みんながけんかしたり暴力を振ったりしている。(8歳女)
- ・何故権利ノートが作られたか。ほかの施設でも権利ノートはあるのか。一人一人に家庭センターの人がついているのは何故か。(9歳女)
- ・自分で思った事は、どんなときでもこうすればいいと思っている。(9歳女)
- ・よいことを書いてあると思う。(9歳女)
- ・色々施設のことが書いてあってよくわかった。(9歳男)
- ・とってもよいことが書いてある。(9歳女)
- ・安心するからあって欲しい。(10歳男)
- ・良い本だ(10歳男)
- ・もっと元気で遊べるようにしていく。(10歳女)
- ・お母さんが病気になるので早く治して欲しい。もっと詳しい情報が欲しい。(10歳男)
- ・もっと詳しく書いて欲しい。(10歳女)
- ・ゲームを自由に遊びたい。(10歳男)
- ・勉強の本(10歳男)
- ・日記帳みたいなものが欲しい。勉強道具が欲しい。シャープペンシルが欲しい。(10歳女)
- ・子どものことをちゃんと考えてくれると思う。(10歳女)
- ・もっと説明して欲しい。分からない人がいると思う。(10歳男)
- ・子どもの権利ノートは良いノートです。(10歳男)
- ・絶対、そんなの守られていない。(10歳女)
- ・なんで権利ノートがあるのか？(10歳女)
- ・子どもの権利ノートがあるんだ。(10歳女)
- ・早く施設を出たい。帰りたい。幸せじゃない。悲しいだけ。(10歳女)
- ・子どもの権利ノートのことを守っていききたい。(10歳男)
- ・とても大事だと思う。(10歳男)
- ・大事だと思った。(10歳男)
- ・よいことが書いてある。(10歳女)
- ・ふざけんな(10歳男)

- ・こんなことかかせるな！！（10歳男）
- ・大切なことが詳しく書いてある。（10歳女）
- ・施設のことをよく分かった。（10歳男）
- ・これを読んでみんなが心の優しい人になって欲しい。施設にいても不安がなく暮らせるようになって欲しい。（10歳女）
- ・優しくすることがあると思う。（11歳男）
- ・しばかれる。手紙を見られる。机を職員に触られる。（11歳女）
- ・権利ノートに書いてあることを守ること。（11歳女）
- ・子どもの権利ノートに書いてあることが守られていない。親の前ではいい子ぶるのに私たちの前ではたたいたり、ひっぱたいたり、スリッパなげたり、服破ったりしてくる。いじめられてるって言ってもがまんしなさいと言ってくる。みんなが持つてる携帯が欲しい。いっぱい家に帰りたい。（11歳女）
- ・たまに見てこんなことあるなと思って分かりやすかった。（11歳男）
- ・読みやすい。（11歳男）
- ・もっといじめを減らした方が良い。（11歳女）
- ・全然守られていない。（11歳女）
- ・分かる部分は分かるがもう少し分かりやすいようにしたほうが良い。あと、内容を分かりやすいようにしたほうが良い。（11歳男）
- ・日記帳みたいなものが欲しい（先生以外に見られないもの）。（11歳男）
- ・グローブが欲しい。野球専用のスパイクが欲しい。（11歳女）
- ・何で携帯を持ってないのか。（11歳女）
- ・子どもの権利ノートはいらないと思う。（11歳男）
- ・子どもの権利ノートに書いてあることもしてくるからやめて欲しい。ずっとこのノートが欲しい。いじめてくる子に見せてやりたい。（11歳女）
- ・助けられてりする時の本にもなります。（11歳男）
- ・安心な生活が遅れるノートだと思う。（11歳男）
- ・いらないと思う。（11歳男）
- ・見たことない。（11歳女）
- ・よく分からない。何が書いてあるか分からない。（11歳男）
- ・みんなそのことを守ってないと思う。だからいじめがあったりする。だからちゃんと守って欲しいとおもう。（11歳女）
- ・色々なことが書いてあってよい。（11歳女）
- ・子どもの権利ノートとはどんなものか。（12歳男）
- ・一回見てみたい。（12歳男）
- ・たまに学園で暴力を振るわれたりする。（12歳女）
- ・いじめられたりしないと書かれているけど、いじめられたり叩かれたりする。（12歳女）
- ・守られているところもあるけど、守られていないところがちょっとある。（12歳男）
- ・分かりやすいように絵をもっと入れて欲しい。（12歳男）
- ・職員が書き直さない。書いてある権利が本当にあるものなのかがよく分からない。（12歳女）
- ・書いてあることが全然違う。そんなに優しい先生はいないと思った。（12歳女）
- ・字が多くて伝わりにくい。（12歳男）
- ・権利があっても先生がその権利を守っていないと思う。（12歳女）
- ・相談しても、力になってくれたり、秘密にしてくれない。子どもの権利ノートがあってもあんまり変わらないと思う。（12歳女）
- ・“担当の人がすぐに変わるからあんまり変えないで欲しい。子どもに口調を教えるのはいいけど、先生たちも教わった方がいいと思う。”（12歳女）
- ・どんなノートなのかを知りたい。（12歳男）
- ・あんまりあっても守られていないと思う。（12歳女）
- ・もっと詳しく書いて欲しい。（12歳男）
- ・先生が口で説明すればいいと思う。（12歳女）
- ・「子どもの権利ノート」なんて誰も見ないから無意味だと思う。（必要がない。）（12歳男）
- ・何で子どもの権利ノートなんてあるのですか？（12歳女）
- ・先生ひいきする。（12歳女）
- ・子どもの権利ノートがあったら施設にいつてどうするとか、どうできるとかが分かるから便利だと思う。（12歳男）
- ・子どもの権利ノートを読むことがないから別になくても良い。多分、一年たったらほこりをかぶってしまう。（12歳男）
- ・こんなあっても読まない。（12歳男）
- ・暴力を抑えてくれるのかと思った。（12歳男）
- ・これからも子どもの権利ノートがあったらよいと思う。（12歳男）
- ・役立った。また、いっぱい作って欲しい。（12歳男）
- ・もっと増やしたほうが良い。（12歳男）
- ・子どもの権利ノートが見たいと思う。（12歳女）
- ・先生がずっともっているから意味がないと思う。（12歳女）
- ・権利ノートを見て見たいと思う。（12歳女）
- ・権利ノートいらない。（12歳男）
- ・権利ノートに書いてあることは違うときがあるような。（12歳女）
- ・凄と思う。（12歳男）
- ・こんなこと書いても意味がないと思う。（13歳女）
- ・ノートに書いてあることと実際の施設で行っていることは全然違うと思います。だから、実際に施設でできることだけを書いて欲しいと思います。全体的に一回変えた方が良く思う。（13歳女）
- ・子どもの権利を守って欲しい。守れないんだったらこんなノートを作らないで欲しい。（13歳女）
- ・あんまり見ても分からない。（13歳男）
- ・なんで子どもに権利があるのか。（13歳女）
- ・あっても意味がないと思う。（13歳女）
- ・あったら権利のことが分かる。（13歳男）
- ・これからも権利ノートを続けていって良いと思う。（13歳女）
- ・良い事だと思う。（13歳女）
- ・何で子どもの権利ノートなんてあるのか？（13歳女）
- ・もっと、施設にいいことをして欲しい。（携帯を持てるようにするとか）（13歳女）
- ・親が許してくれるのならケータイを親名義でかりても良いというのを載せて欲しい。（13歳男）
- ・いらないと思う。（13歳男）
- ・権利ノートは本当の事を書いていないと思う。ただ、子どもにウソをついて安心させようとやっているだけだと思う。子どもの権利ノートはほとんどウソだから、権利ノートはいらないと思う。反対に子どもにウソをついていることで信用が無くなると思う。（13歳女）
- ・実際とはちがうから、いらないと思う。（13歳女）
- ・殴られる。あざができる。（13歳男）
- ・馬鹿らしい。（13歳女）
- ・凄と思う。（13歳女）
- ・「子どもの権利ノート」を見る子はあまりいない子が多いから、また別の方法がいいと思う。小学生でも。男女両方ともいじめがあってもあまりよくない。（13歳女）
- ・僕の施設ではキリスト教しかしてはいけなない。（13歳男）
- ・子どもの権利ノートはなんのために作られたのですか。（13歳男）
- ・子どもの権利ノートがあれば傷ついたりしない。（13歳女）
- ・あっても誰も読まないと思う。（13歳男）
- ・子どもの権利ノートがあっても読む人はいない。（13歳男）
- ・こんなものあっても誰も読まないし、ウザい。（13歳男）

- ・めっちゃ役に立つ (13 歳女)
- ・紙の無駄。(13 歳女)
- ・別に作らなくて良い。(13 歳男)
- ・“子どもの権利ノートでプライバシーの保護とあるのに、私たちのものを施設の人があさって勝手に持っていくことがある。安心や自身の自由があるって聞いたのにそれがない。施設のせいでいじめられるのはどうしたら良いのか?” (14 歳女)
- ・良い詩が載っていた。(14 歳女)
- ・自分たちが読もうとしないからあっても同じ。(14 歳男)
- ・絵がついていて分かりやすくてよかった。(14 歳女)
- ・あまり必要でないと思う。(14 歳男)
- ・このノートがあってもあんまり読まないから必要ないと思う。(14 歳女)
- ・見てみたい。(14 歳女)
- ・洗濯を先生にしてもらいたい。(14 歳男)
- ・いらなと思う。(14 歳女)
- ・すごい。(14 歳女)
- ・なんでノートをもらえないんですか。(14 歳女)
- ・書いてある事が結構間違っている。(14 歳男)
- ・子どもの権利ノートはあったほうが良い。子どもの権利ノートがないと悪いこととか分からない。施設の生活とか分からないからあったほうが良いと思う。(14 歳女)
- ・僕にとってなんの意味もないと思う。(14 歳男)
- ・もっと権利を増やして欲しい。(14 歳男)
- ・施設に入った当初は不安だから子どもの権利ノートを読めば少し安心できると思う。(15 歳男)
- ・見てないだけだと思うけど、あってもなくても違いがあるように思わない。(15 歳女)
- ・何かあったら職員に言う。(15 歳女)
- ・意味がないと思う (15 歳男)
- ・私のいる施設では守られていないことが多い。だからちゃんとして欲しい。子どもの自由を奪っている。先生中心ではなく子どものことも考えて欲しい。(15 歳女)
- ・職員が守らないから意味がない。(15 歳男)
- ・子どもの権利ノートがあるのはいいが、先生が守ってくれていない。自由が奪われているような気がする。(15 歳女)
- ・書いてもなにもしてくれない。(15 歳男)
- ・中学生、高校生向けの「子どもの権利ノート」があっても良いはずだと思う。(15 歳男)
- ・すごく、自由だけ厳しくして欲しい。(15 歳男)
- ・大事なこと。(15 歳女)
- ・作った人は凄と思う。施設に入った子どもだけでなくみんなに知らせたら良いと思う。(15 歳女)
- ・理由があるのは知っているが施設での生活で自由はないと思う。(15 歳男)
- ・彼女 f が欲しい。(15 歳男)
- ・みんなが読めばいいと思う。(15 歳女)
- ・みんな、そんなことを言ってるけど、本当に権利があるのか分からない。大人を信じていいのか分からない。(15 歳女)
- ・あったも意味がない。誰も読まない。(15 歳女)
- ・守られているのか? (15 歳女)
- ・権利ノートがあってもなくても使うことはあまりない。なくしてしまった。あのノートがある事によって施設がよい状況になっていくかも分からない。すべては職員しだいだと思う。まあ、お手本としてあったほうがいいんじゃないですか? (15 歳女)
- ・あっても意味がないからなくせばいい。(15 歳女)
- ・権利が守られていないと思う。(15 歳女)
- ・子どもの権利ノートはいらなと思う。(15 歳男)
- ・デザインに変更を求める。あの絵は疲れる。有村さんが思っているほど平和じゃないし結構しんどい。多分、どの学園でもいじめチックなことはある。(15 歳男)
- ・よく分かった。(15 歳女)
- ・いらな。(15 歳男)
- ・もっと子どものことをよく知ったほうが良いと思う。(15 歳男)
- ・先生に話したらちゃんと親に会うことができるとか書いてあるけど、それは嘘だと思う。ちゃんと書いて欲しいです。(15 歳女)
- ・権利ノートがあっても先生が守ってないからなくても同じ。(16 歳女)
- ・絵が書いてあり分かりやすいが、高校生ともなると大体のことが分かるので別にいらな。(16 歳男)
- ・何のためのノートなのか? 意味があるのか? (16 歳女)
- ・権利について書かれているみたいなので、みんなに配った方がいいと思う。(16 歳男)
- ・大人向けのものが欲しい。(16 歳男)
- ・施設職員はいいかげん。口ばかりで何も解決しない。子どもをストレスの解消に使っているように思うことがある。ノートがあっても何も変わらなかった。ノートを作る以上それなりの役割を果たして欲しい。大人 (施設の職員や周りの人) は信用できない。(16 歳女)
- ・権利ノートをみて勉強になった。(16 歳男)
- ・ケースワーカーに会いたい時にきちんと電話を自分からできる。(16 歳女)
- ・読んだことがないから分からない。まず、読んでも意味があるのか分からない。権利ノートがあっても何も変わらないと思った。(16 歳女)
- ・施設に来てやっぱり不安な子もいるわけだからそういう子のためにも役立つというか少しでも不安じゃなくなるノートだと思う。(16 歳女)
- ・子どもの権利ノートがあってもなくても変わらないと思う。(守られてないから) (16 歳男)
- ・まだ、知らない子がいると思うのでもう少し分かりやすいようにした方がよいと思う。たとえば、小さい子にも分かりやすいようにするか。分からない子もいると思う。(16 歳男)
- ・学園で生活していればほとんど守られていないことが多いと思う。(17 歳女)
- ・特にないが質問の意味が分からなかった。(17 歳女)
- ・あっても意味がないと思う。子どもの権利を健康は平気で奪ってしまう。先生用に子どもの権利をちゃんとした方がいい。(17 歳女)
- ・子どもだけのことで施設の先生が入ってくるのが嫌。施設の先生が勝手に手紙を読むのをやめて欲しい。(17 歳男)
- ・とても良いことだと思う。(17 歳男)
- ・権利ノートがあるからといって実際には変わらない。現実には権利が守られていないことなんていっぱいある。学園の先生も本当の親ではないから限界がある。勝手に物をあさっていたり、うそをつく先生がいる。(17 歳男)
- ・書いてあることを守って欲しい。「権利ノート」に書いてあるのに守られてなかったら意味がない。(17 歳男)
- ・先生たちのことが信用できない。書いてるようなことは、先生たちが守っていない。(17 歳女)
- ・いいように書きすぎてどれも本当のことだと思わない。(17 歳女)
- ・子どもにとって施設に入ったら、使い道がないので個人が持っている必要はないのでは?と思う。ノートというわりには書かなければならないことも、書くスペースも、書くこともないのはおかしいと思う。(17 歳女)
- ・ノートがあるにこしたことはないけど、別に使うときもないからあんまりあってもなくても一緒。(17 歳女)
- ・もっと守れる事を書いたほうが良いと思う。守れてないことがいっぱいあるような気がする。(17 歳男)

- ・書いても作っても意味がないと思う。それなら作る必要がない。(17歳女)
- ・ないほうが良いと思う。ほとんど守られていないような気がする。(17歳男)
- ・子どものことについて詳しく書いてあるから良いと思う。(18歳男)
- ・いいことが書いてあるけど守られていないと思います。(18歳女)
- ・「いじめはあるの？」で、いじめはないと書かれているけど施設でもある。(18歳女)
- ・意見を言うことができるという権利があるけど、意見を言うだけであって職員によっては何もしてくれないなどのことがあるのと思う。子どもの権利ノートがあっても本当に子どもの権利を守れているのかという疑問はある。(18歳女)
- ・子どもを守っていない。少なくともこの施設はそうは思わない。弱いものいじめ、パシリは当たり前、と言っても大人が簡単に解決できるものではない。でも、そういうしょうもないことしかできない人に大してはそれなりに対処して欲しい。(19歳女)

<おとな>

◆問37:子どもの権利ノートについて、「特によいと思う点」、「問題があると思う点」

(肯定)

- ・小さい子どもにもわかりやすいところが良いと思う。
- ・子どもとして保障されている事柄を明記することにより、子どもにとって理解しやすく、良いと思う
- ・入所の際に権利ノートの説明をきくことで安心して施設生活に入ることができる点は非常に良いと思います。
- ・まずは自分自身が権利ノートについてもっとよく知る必要があると思うので、まずは経験を重ねていく中で自分の意見をはっきりさせていきたいです。
- ・すべての子どもたちに「当たり前」を感じさせることがよいと思う。
- ・きちんと文章として提示している為、再確認することもできる点。
- ・子どもに、自分には権利があることを具体的に知らせている点は大変評価できると思う
- ・子どもにもよるかもしれないが、権利ノートを読むことで安心できる子どももいると思います。
- ・自分の思いを言っても大丈夫だと知っているだけで、少しは安心して生活出来ると思う
- ・インテークの時に子どもの緊張をほぐす時につかうことができる
- ・子どもの意見を尊重している点や、このノートを1人ひとりに渡すことで、子どもと職員の仲がより深まるように思う点がよい点であると思う。
- ・入所時に権利ノートについて話される場合が多いと思いますが、入所してから長期になると、大事な思いが埋もれてしまう場合もあるように思う。もっと日頃から身近なものとして子ども達に伝えていきたい。
- ・子どもにもわかりやすく説明されていると思う。
- ・なぜ、施設で生活をしなければいけないか、子ども達が困ったときなどどうしたらよいか等具体的に、どこに電話したらいいか、どうすればいいかきちんと書かれているところがいいと思う。
- ・入所する子どもに“保障されている”ことをちゃんと伝えることは、よい点だと思います。
- ・“職員は、ノートを意識し、子どもと接する。ノートを意識するというか、守らなければならないことだが、さまざまな状況下で時として流してしまうことがある。振り返るとき、ノートの存在は大きいと思う。”

- ・子どもの最善の利益を図る事を目的にした事は非常にすばらしいと思います。
- ・私は、子どもの意見表明権、プライバシーを守る権利を特に大事にしたいと考えてます。施設職員として、子どもが安全で安心して暮らせるように、「子どもの権利ノート」が子ども達の中で当たり前前の存在になるように教えていきたいと思います。
- ・権利ノートは、現実的に守ることが難しい部分もありますが、ノートの内容が職員の頭に入っているのといかないのでは(内容を意識して日々処遇を行うか)、大きな違いがあると思います。権利ノートの内容が守られるように日々努力する必要があると感じます。
- ・一人一人が大切であることが伝わっていると思う。入所の際には配布されるが、時間の経過と共にノートの存在を子ども自身が忘れていくケースが大半である。時々見かえす場が必要と思われる。
- ・施設をでても困ったときには助けてくれる。やはり事情あって入所してきたわけだから、施設をでても、困ったときには「いつでも相談できる、助けてもらえる」そう思うと力強く生きていけそうに感じる。”
- ・にこにこノートが出来、幼児・子どもにもわかりやすくなった。そのため、説明もしやすくなり、よかったです。
- ・内容がわかりやすいところはとてもよい。大切なことがしっかり記されていると思います。
- (問題・課題の認識)
- ・保護者と会えるし、連絡できるよと書かれているが、ケースによっては、それは無理な場合もある。そのとき、そこを子どもにいわれると、嘘だとなるのでは。
- ・子どもの不安を取り除くための権利ノートではあるが、いいように書かれすぎている。現実をもっとシビアで、権利もあれば義務もある。現実をより具体的に書いている方が、子どもにとって役立つのではないか？
- ・子ども達は、いやなことがあったり、気に入らないことがあるとすぐに権利を主張する。世の中には、守らなければいけない事柄がいっぱいあり、施設においても、自分勝手なことばかり言っているのは秩序が保たれない。
- ・子どもの権利が、ノートがあることにより、守られていることは、よいと思うが、権利ばかりが強くて、子ども達がしないといけないことがわかっていない子、義務についてはわからないように思われる。
- ・全体での読み合わせ等したりしているが、あまり身近なものに感じられない。もっと身近にしていくには、センターと施設の職員、子どもが会う機会を増やすべきだと思います。
- ・子どもの権利を尊重するあまり、対応に困る。
- ・子どもの権利ノートという存在自体を子ども達がどう捉えているのかよくわからない状態である。
- ・子どもがあまり関心を持っていないので、あってもなくても一緒になっているように感じる。
- ・問題点・センターの担当の名前を毎年シールで各施設に送る…という約束が守られていない。入所の時にノートを持ってこない。
- ・大勢の子どもが生活しているので、トラブルがあったり暴力があったり、子どもたちが毎日安心して生活できているかというところではない。子どもが何か訴えたい時でも、ゆっくり時間をとってあげることができない時もある。
- ・子どもの権利としてノートは存在しているが、施設での実生活に取り入れて必ず守るとするのは難しい。権利ノートに書かれていることを実行できるような施設作りはどうすればいいのかということをもっと学べることができればよいと思う。
- ・良い—自分の意見を言ってもいいとうたわれている所、問題—虐待ケースにおいて両者が外泊等望んでもどうかと思うケースもある(子どもを守る上で)

・権利ノートは権利があることを掲げておりとても良いと思う。時々、その逆の義務があるのではと思う時がある

・“良い点 ・こまったときは ・知りたいときは ・秘密は守られるの ・誰に相談すればいいの 等は良いと思う。少し改良 ・ルールを守ろう はもう少し具体的に！（義務と） ・家族に会いたいときは 会わされない家庭もありこまるときがある

・知的障害児、虐待児童、何らかの発達障害を有する児童が入所しているので、児童の能力年齢に現在の権利ノートの活用にも問題があるのではないかと。子どもの最善の利益と思うのなら

・大人のための権利ノートだと思う。まずは大人の意識を変えることから始まったのではないかと。10年かかり、効果はあったと思う。しかし限界があり、断言している語尾については現実を離れた印象も受ける。

・お互いの立場がわかりやすくなった。・いつまで学園にいるのかという問にはっきりと答えを出せるようにはなったが、子どもとしては引きとれない場合、うらぎられた気持ちを何度も経験しないとイケない。特に小学生は言語化できない子が多く、気持ちの整理に時間がかかる

・人にはみんな同じ権利があるということをもっと強調してほしい

・子どもの権利ノートに、子どもが入所理由や入退所の日をきいたり、子どもが家族と連絡をとったり会ったりできると書いてあるが、ケースによって実際には家族との接見禁止や退所のめどの立っていないものもある

・優しい言い回しは良いと思うが、書き方が曖昧で具体的でないので、もっと詳しく書くべきだと思う

・権利ノート活用によって、子どもの安心が得られる。しかし問36でも書いたように、子ども権利ノートがあることをいいことに自由（したい放題）を主張することで我ママを言う子が増えている

・子ども達へ書かれている事に対して断言する事は、もしその事が起きた時に「ウソが書かれてある」と子どもが思うかもしれないし、起きた後の対応も考えなければいけないと思う。権利としてあるという事を守らなければいけないと思う職員の気持ちとはうらはらに、子どもの世界で起きてしまう事や集団生活では難しい事も多々あります

・現在の施設のあり方（職員の人数など）にポイントを置いて改善していかないと、「権利ノート」の内容が現実に追いついていないのが現状だと思います。でも、形式的にノートは必要だと思います。その中で「ノート」が日本の児童福祉の改善の突破口になれば・・・と思います。

・自分にも権利があると思える事は大事な事だが、“権利”というところだけが一人歩きしそうである

・子どもの権利について「大切なんだよ」というメッセージはとても大切だとは思いますが、グループ（集団生活）をする上で大切な「人を思いやる気持ち」へも目を向けられるようにする事も大切なのではないかと思えます

・宗教はその施設にしたがってるので、子どもたちから“???”の声が・・・

・作成する上で難しいと思うが、良い点にとらわれすぎず、実際に抱えている問題も知らせていく必要があると思う

・権利だけでなく、義務や説明書きも必要だと思います

・子どもに権利があると伝えられる物なので良いとは思いますが、責任がそれにはついてまわる事、大人（職員）が何でもしてくれる様に書いてあるのは気になる所

・子どもの声に耳を傾けるようになった。But、よく言われるようにカナダの“ティーンエイジャーのための手引き”では“義務”についても記述している箇所があり、“やはりあなたがしなければならぬこともあるんだ”、それが出来ない場合は許されない

こともあるとの明記が必要

・子ども自身を1番に考え、守っていける点が良いと思う。逆に言えば施設にいれば何をやっても許される、というふうに思われてしまう点もあるのだと思う。

・施設が安心して生活できる場であると書いてある点は良いのですが、一人一人が好き勝手に生活するのではない、それぞれにルールがあり、それは子ども達も守らなければいけないことだ、という点は子ども達に伝えたい。

・問36と重なりますが、権利・人権は守られるべき大切なことだと思いますが、悪いことをした時にしっかりと叱ってもらえることも大切だと思います。加害者と被害者の人権もそうですが、今、加害者側の人権ばかりに目が向けられており、罪を犯していない被害者の人権が守られていません。どんなことをしても子どもは大切に守られ、幸せに成長していくべきです。「子どもだから許される」ではなく、善悪を教えてもらうことも子どもの権利であると、権利ノートに記載してほしいです。又、本当に子どもの権利を守るなら、「問題を起こした子どもにもそうせざるを得なかった生活背景があったのだ」と論じるなら、その子どもの親にもっと責任をとらせるべきです。その親支援、親指導ができず、子どもを守ることはできません。子どもは家庭で、親に守られ、愛され成長すべきです。その権利を奪った親に更正してもらうためにも親の責務を追及すべきです。どこかで施設で生活する、虐待の連鎖を止めなければなりません。それが、私達の仕事ではないでしょうか。

・権利を主張が多く、施設内で自分達の生活を改善するような働きかけを補えば良いのでは。

・施設の現状を書き加えることが出来ないのか？

・権利によって守らなれないといけないと事もあるが、そうすることでなんでもやったものの世界で反省できない事が多い。

・時と場合によっては中身と同等のことができないことがある。虐待等の場合で親の事などについて明言できないことがある。

・良いところ→子どもがノートをたてに自分の意思をどんどん言えるようになっていく。悪いところ→子どもがムダに権利を主張し優遇されるべきだと感嘆してしまっている。◎職員と子との関係も載せるべき

・言うまでもなく、子どもの権利は守らなければならないが、権利ばかりを主張して問題行動に対して向き合える力を養う妨げにならないような、解釈が必要であると感ずる

・子ども自身が守られていると感じられる点が良い。高齢児はそれを逆手にとり、職員に言い争ったりするので、境界をしっかりとすべきである。

・読み聞かせをする対象年齢を考えるべきではと思う。中高生は、内容を素直に聞き入れられるのかどうかと思う。感情を逆なでしてしまう場合もあるのではと感ずる。

・みんなが自分の権利ばかり主張すると矛盾が生じる

・皆が自分の権利ばかり主張したら集団ではキビしいと思う

・“子どものケースによっては守れない点がある。（いつまで施設で生活するのかなど）幼いと説明しても容易に理解しにくい。

・何でも自分の意見が通らなないと、「権利が守られていない」と感じる児童もいるため。

・自分の意見を言えるというのはよいと思うが、子どもは自分の都合のいいように解釈し、権利の事ばかり言って責任や義務を果たさないことまで権利だと言い出す子どもがいる。権利ノートができた時から多くの現場の職員が指摘していたことだが、もと義務や責任のこゝろを入れるべきだと思う。

・子どもに対して1つ1つの事について説明出来、ルールを守るようにと声を掛けられたりするが、施設生活でのルールと家庭内のルールにギャップがありすぎ、子どもがしんどくなる時がある。団体生活だから仕方ないが“みんな仲良く”が一番難しいと思います。

・現時点でノートの内容と各施設の実状とのギャップをどのように改めていくのか、そのギャップに不満を持つ児童もある

・子どもが自分の権利を知り、自分に良いようにだけ解釈し、都合よく権利と言う言葉を振りかざし、困ることもあります。多くの場合きちんと理解しており、「自分の気持ちを大人に伝える」ということの後押しをしてくれる存在にあると感じています。

・所持品の盗難や暴力に対して、被害にあった子どもを守りきれず申し訳ないと思うことがある。

・子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であると感じ、自覚する事は大切な事なので、ルールを守って、ノートを利用するのは大切な事だと思います。ルールを守らないで自分の言い分だけ強調するのはおかしい事です。

・「権利と一緒に義務・責任もある」ということの説明

・子どもの声を意識して聴こうと思う。幼児にはわかりにくい

・子どもの人権が守られるという点をわかりやすく説明されているところはよい点である。逆に権利ばかり主張し、それにとられすぎるところに問題はあります。

・子どもたちにとって読みやすいし、わかりやすい。

・他人の権利を侵害するものは権利とは言えない。

・名称をカナダのように「施設で生活する子どもの手引き」として、子どもたちが施設や学校、コミュニティで生活してゆく決まりや義務も教えなければ、今後現場の混乱を招くことになるのではと思う。

・権利と義務を教えなければいけないと思う。

・「義務」についても権利に会わせて記載していただきたい。

(否定的意見)

・権利ノート活用されてないので、ある意味がない。

・良：センター職員が、理由・期間を子供に説明しなければならぬこと。悪：『権利』ノート」という名称で、権利意識が強くなる。

(提案)

・子どもの権利ノートはどう活用するかが問題だと思います。子どもにとって本当に大切なもの、子どもがノートを大切にできるように、より個人にあった内容が書き込める等の工夫があればと思います。

・権利ノートがあることで、子どもの権利が保障されていることを子どもに示すことができる。入所前、適切な関わりをしてもらえていなかった子に、「あなたには権利があり、保障されている」と伝えることは大切で、自分を見直すきっかけになる子もいると思う。家族との関わりについての記述は、安易に「～できる」としない方がよいと感じる。ケースによっても対応は異なるということと、子どもの気持ちに添えないこともあるため。また、その際は、子どもに対しての説明は必要だと思う。「センターの先生に聞くことができる」と記述されているところもいくつかあるが、実際、直接聞ける機会は少ない。権利ノートについて、入所時に説明したきりになっている場合が多いため、権利ノートをもっと活用し、職員、子どもともに見直していく機会があればと思う。子どもに対し、施設職員、CWの伝え方によって権利ノートの重要性は変わってくると思う。共通した伝え方ができるよう、権利ノートの説明マニュアルは必要だと思う。

・記述内容と現実の違いがあってはいけない。文言については慎重に考える必要がある。「ノート」であるので、子どもが記入できる部分が必要。

・ハンドブックの具体化。実践例を明記して、具体例での対応方法を記してほしい。

・説明や配布にばらつきがあるので、統一が必要だと思う。また、「何でも聞ける」という点は改善する必要があるのでは？ ルールの方ももう少し強調すべきだと思う。

・権利と一緒に守るべきルールもあること、他児を傷つけてはいけないことも明記するべきだと思う。入所時に誰が見ても説明で

きるようなハンドブックがほしい。子ども家庭センターの職員の名前を書く欄を増やしてほしい。いつでも親と連絡が取られるわけではないので、補足もいると思う。

・権利ノートを作るのであれば、入所時に必ず説明してもらったり、また幼児から小学生に上がる段階で説明したりが必要だと思う。ただ持っているだけの子どももいます。

・以前、大きい子ども達は、机をさわられているのではないかと、机の上に権利ノートを開いて置いていてアピールをしたということを知ったことがあるため、そういう権利の主張はすべきであると思いました。ただ、子ども自身も、最近は意識がなくなり、職員の子どもの人権に対しての鈍感さを感じるため、研修も必要だと思います。

・職員の関わりと、他児童との関わりを別のものとして表現した方がよい。

・事例等で理解しやすくする。

・子どもが権利を主張する際、権利の意味を正しく伝えることができるよう、職員自身、しっかりと理解しておかねばならないと思う。

・権利ノートを子どもの入所前にしっかりと説明してもらって入所してくると、子どもの不安を少しは軽減出来るのではないかと、（ケースによっては渡すだけということもあるので）その際、権利と義務があることを伝えるか、記載することも一つだと思います。又、入所前に説明したことを権利ノートに書いて頂けると、入所後の指導に役立てることが出来るのではないかと考えます

・子どもにも権利があるということを表わしているのも子どもも権利を主張出来ると思うのでよい。しかし、権利を主張するなら、それなりに子どもたちもしなければならぬことがあるということを書いていいのではないかと、

・権利についてもっと具体的に説明し、侵害された場合どのように相談したらよいのか説明を加えるべき（どういう所にTelすればよいのか、どのように相談したらよいのか）

・子どもが安全な環境の下で安心して生活していけるように、もっとわかりやすい説明がほしい。具体的な説明の方がわかりやすいように思います

・子ども自身の権利と共に、他の子にも同じ様に権利のある事を子ども達に充分理解できるように充実させてほしい

・「子どもの権利ノート」をより良く活用されるよう、個々にCWがノートを使って話していくようにしてほしい（毎年）

・性教育編などいろいろシリーズ化したらもっとよい

・充分であるが、子どもにどう伝えるか、子どもに対しての研修みたいなものがあればよいと思う

・問題として上記のことで。

権利に付いてくる義務もあるていど記入しては

・義務について詳しくわかりやすく表記してもらいたい。施設でのルールを書く欄があると伝わりやすいと思う

・職員が、子どもが多くの権利を持つ事で不安があるよう・・・大人としての権利を子どもに主張できなくなるからか・・・？ しかし、今までがあまりにも子どもの権利が奪われてきた感がある為、子どもにも職員にも改めて「権利」を見直すいい機会になったと思う。他施設では、子どもの過度な主張によって困るというケースも聞くが、それによって対応できない、というなら職員側の問題だと思う。改善点としては、権利と共に（ひきかえではなく）義務についても触れるべきである。

・「義務」や「他者にも権利がある事」を明確に出した方がよいと思う。

・当り前のことですが、施設生活をする子ども達にも色々な権利があることが、職員にも施設にもはっきり分ったこと。以前は、行事優先と言う面があったり、子ども達の中にも「言ってもしょうがない」と言う思いがあったが、変わってきたのが良かった。

ただ、学校や施設で、守らなければならないルールを守らなかったり、人に危害を加えた場合は、児童養護施設にいれなくなることも書いておいても良いのでは。

・子どもに応じたノートの作成、子どもの義務についても書いてほしい

・もう少し現場の声をとり入れたものにしてほしい。そうすることで、実際の施設生活に促したものになり、現場でも活用できるノートになると思う。

・担当ケースワーカーがよく変わるので、その際に権利ノート持参した上で面接にて紹介、ノートの記載変更、できれば担当ケースワーカーの写真などものをせてはどうか、担当ケースワーカーが身近に感じられていない子どもも多いため

・研修を増やし、職員の理解を深める

・年齢に応じて分かりやすく、また見やすく作成できればと感じる。

・プライベートな空間(＝自分だけの)について補充して欲しい(ex. 与えられた机や引き出しについてのルールなど)

・低学年向きの物の内容を、もう少しわかりやすく充実したものであればよいと思います。

・権利として考えるならば「自立」をスムーズにできるシステム(ex. ライフサポートセンターの入所についての難しさ等)がトータルに保障出来るようなものを確立・設置した上で「自立」に向けて子どもが安心し、積極的に捉えられるような内容も今後必要となるのではないかと

・権利ノートはそのままよいが、それを踏まえた施設での生活ブックを作る必要があると思う。 ex) 電話の使用方法、机の整理、日課について、学校を休むときは通院する等

・家庭から入所してくる子どもに、施設のことをわかりやすく説明できる資料になると思う。「権利」というのは子どもにはわかりにくいところもあるので、もう少しわかりやすい例を挙げて説明してもいいと思う。

・幼児さんなど、年齢の低い子どもに対して権利の説明と、具体的アクションの行使に工夫が必要だと思う。

・絵本のような感じで、子どもが親しみやすい感じに作られている。本人の名前が書かれているので読むとうれしそうに聞いている。「親に会いたいときは会える」、会えない子もいるので、その子にも解るように記して欲しい。ノートを持っていない子もいるので、きちんと配って欲しい。

・他の子どもに対することはもちろん、対人や地域社会に対する思いやりや優しさなども載せるとよいと思います。

・こんなとき→こうしたらいいんだよ、こんな風にもできるんだよ、ということを知りやすく、丁寧に示してあげることがやっぱり大切だと思う。いくつか、エピソード的なものが載っていた気がするが、1つ1つに具体例を載せてあげるとさらに理解しやすいような気もする。(低年齢児には)

・権利ノートに書いてある内容をもっときちんと行っているよう、現場での対応を工夫する必要があると思います。

・もっと子どもに具体的に示した方がよい。

・もう少し、具体的に書いた方がわかりやすい文章がありました。子どもが理解できない文章がある。

◆問 38 : 「子どもの権利ノート」に書いていないことで、子どもの権利だと思うこと

・知りたくても、今の子どもにとって言わない方がよいと判断されたことは知らされない。

・自分の生活をよりよいものにするための意見が言える。みんなです話し合っ変えていける。職員と真剣に話し合ってもらえる。

・職員や他の大人の忠告や注意に耳を傾け、もっと自分自身の将来を真剣に考えることも、子どもの権利であると思う。施設に在籍している子ども達に、真の意味の権利を理解し、主張すること

は、かなり困難なように思う。権利を自分勝手に解釈で主張する高校生が多すぎる。

・家庭に近い状況で、職員の愛情を受けられること。

・通信について(手紙や電話は自由にできるの?)

・自分の持ち物は守られるの?

・児童間で権利侵害があった時、早急な対応が必要な場合、行政の対応の早さが必要

・子どもの権利と同様に、人権意識を高める(日本全体において)教育が必要だと思う。福祉先進国に比べ、日本は人権意識が低いと思う。

・退所した後も施設や子家センに相談できる権利

・特になし

・将来(中学卒業後、高校卒業後)について、相談しながら自分で決めていく事ができる事も権利だと思います。

・義務←もっとはっきり示すことが必要!

・“性”について知ることが出来る。最近、学校においても“性教育”は殆どなく、自分の身体は自分でしか知ることができない状況。But、施設だけで抱えていける問題ではなく、やはり学校とも連携が必要

・子ども達が出来ること、と同じようにしなければならないことも書いてほしい。

・問 37 同様、まずは自らが勉強をしていき、その中で気付いたところがあれば、何かにメモしておいたりしていきたいです。

・実習生の多さ。調査して子に受け入れ度合をきくべきかも? 子にしたらストレスになっているかも? 実習生も、もっと関われと注意されムリに関わり、それが子にはストレスになり実習生のストレスになり・・・と思います

・義務教育を終えてからの教育について(進学の選択範囲は?)

・社会に出ても恥ずかしくない様な行動を身に付ける。

・身分に関係なく自由に恋愛できる。

・権利とは何でしょうか。自分の権利を主張することより、他人の権利を守ること、その大切を身につけることから子どもの権利が生まれてくると思います。

・親のケア。親のケアをすることが子どもの権利を守ることにつながっていくと思うので…。とても難しいと思うが、できることから少しずつやっていく必要があると思う。

・自分を大切にする気持ちをもつ事。他人も大切にすることを

・子どもの気持ちを代弁するシステム(特に乳幼児の場合)が必要だと思います。

・子どもにもっと情報を与え、施設を選ぶ権利も持てるようになればよいと思う。

・人間皆平等、差別をしない。

(小森 敦 作成)

「子どもの権利ノート」についてのアンケート

子ども用

日本子ども家庭総合研究所
高橋 暲 宏

大阪府では児童養護施設（以下、施設と書きます。）などで生活することでもたまみなさんに、「子どもの権利ノート」が配られています。
このノートについてのあなたの意見を聞くために、アンケートをすることにしました。どうぞご協力をお願います。

- 調査をまとめた結果は、施設の職員や児童福祉社さんに、権利ノートがよりよく使われるために報告されます。それ以外の目的で使われることはありません。
- 答えたら封筒に入れて、のりづけして担当の人に渡してください。
- 施設の職員も他の子どもたちも、あなたの回答を見ません。
- このアンケートの中で答えたくないところは、答えなくてかまいません。

■ 次のページからの質問について、あてはまるもの（あなたがこうだと思うほう）を○で囲んでください。

例)	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
----	-------------------------------------	---------------------------

■ このアンケートに分からないところがあれば

〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

日本子ども家庭総合研究所

有村 大士・澁谷 昌史

電話：03-3473-8347 FAX：03-3473-8408

E-mail: arimura@tikku.or.jp



【あなたについて教えてください】

● ねんれい	才
● 性別	男 ・ 女
(どちらかに○をつけてください。)	
● 学校に通っている人は、小学、中学、高校のどれかに○をして、学年を書いてください。	小学 ・ 中学 ・ 高校 年生

問1 あなたは「子どもの権利ノート」（児童養護施設などで生活するみんなに配られています。）があるのを知っていますか？

1) はい 2) いいえ

問2 あなたは「子どもの権利ノート」を読んだことがありますか？

1) はい 2) いいえ

問3 あなたは自分の「子どもの権利ノート」をいつでも見ることが出来ますか？

1) はい 2) いいえ

問4 問3で「2」いいえ」と答えた人、それはどうしてですか？1) から3) のどれにもあてはまらないときは、「4) その他」に○をつけて、() の中に、「子どもの権利ノート」が今どこにあるのか書いてください。

1) なくした/なくなつた
2) もらつていない
3) 施設の職員にあずけたままになっている
4) その他 ()

問5 あなたは「子どもの権利ノート」を誰からももらいましたか？

1) 施設の職員
2) 子ども家庭センターの職員
3) もらっていない
4) その他 ()

問6 「子どもの権利ノート」をもらったときに、「権利」について説明されましたか？

1) 説明してもらった 2) 説明してもらわなかった

⑤お父さん、お母さんや家族と全ったり連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえない。
 1) 知っていた 2) 知らなかった

問11 施設の中で、前の質問で聞いた「子どもの権利ノート」に書いてあることが、あなたは守られていると思いますか？

①いつまで施設で生活するのか、職員に聞くことができる。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

②みんなでなかよく暮らすためのやくそくが守られている。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

③自分の気持ちや意見を施設の職員に言うことができる

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえない。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

⑥自分の健康に気をつけてもらえない

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

⑧お父さん、お母さんや家族と全ったり連絡できないとき、ちゃんと説明してもらえない。

1) 守られている 2) 守られていない 3) わからない

問7 問6で「1」説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？
 1) よくわかった 2) だいたいわかった
 3) あまりわからなかった 4) 全然わからなかった

問8 「子どもの権利ノート」をもらったときに、ノートについて説明されましたか？

1) 説明してもらった 2) 説明してもらわなかった

問9 問8で「1」説明してもらった」と答えた人、説明はわかりやすかったですか？

1) よくわかった 2) だいたいわかった
 3) あまりわからなかった 4) 全然わからなかった

問10 次のようなことが「子どもの権利ノート」の中に書いてあることを知っていましたか？

①いつまで施設で生活するのか、子ども家庭センターの職員に聞くことができる。

1) 知っていた 2) 知らなかった

②みんなでなかよく暮らすための約束を守らなければならない。

1) 知っていた 2) 知らなかった

③自分の気持ちや意見を施設の職員や子ども家庭センターの職員に言うことができる

1) 知っていた 2) 知らなかった

④施設の中で、たたかれたり、いじめられたりすることはない。

1) 知っていた 2) 知らなかった

⑤手紙や大切にしているもの、秘密にしておきたいことを守ってもらえない。

1) 知っていた 2) 知らなかった

⑥自分の健康に気をつけてもらえない

1) 知っていた 2) 知らなかった

⑦どのような神様や仏様を信じてもいい。

1) 知っていた 2) 知らなかった

問18 「子ども権利ノート」の最後のページには、あなたに困ったことがあったり、不満があったり、困ったことがあったり、相談したいことがあったら、あなたが連絡できる子ども家庭センターの担当職員の名前や電話番号を
書くところがあります。

問14で「1 ほかに相談する人がいるから」と答えた人は、上の問17で選んだ人にどんな相談をしましたか？

問12 困ったことがあったら、子どもホットラインに電話で相談できることを知っていますか？

- 1) 知っていた 2) 知らなかった

問13 子ども家庭センターのあなたの今の担当職員を知っていますか？

- 1) 知っている 2) 知らない

問14 あなたは今まで施設で生活していて、困ったり、不満があったりしたときに、子ども家庭センターの職員に相談しようと思ったことはありますか？

- 1) ある 2) ない

問15 問14で「1) ある」と答えた人は、子ども家庭センターの職員にどんな相談をしますか？

問16 問14で「2) ない」と答えた人、それはどうしてですか？（あてはまるものがあればいくつでも○をしてください。）

- 1) ほかに相談する人がいるから
2) 相談するほどのことでもないと思うから
3) 連絡のしかたがわからないうから
4) 子ども家庭センターの職員に会ったことがないから
5) 相談しても力になってくれずと感わないから
6) その他 ()

問17 問15で「1) ほかに相談する人がいるから」と答えた人は、誰に相談しますか？

- 1) 施設の職員 2) 学校の先生 3) 施設のともし 4) 学校のともし
5) おや 6) しんせき 7) きようだい
8) その他 ()

問19 あなたは「子どもの権利ノート」があった方がいいと思いますか？

- 1) 思う 2) 思わない 3) わからない

問20 「子どもの権利ノート」に書いていないことで、子どもの権利（あなたの権利）だと思ふことがあれば何でも書いてください。

問21 「子どもの権利ノート」について、あなたが思うことがあれば何でも書いてください。

《ご協力ありがとうございました。》

